

別記様式（第8条関係）

会議録

会議名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第4回会議	
開催日時	平成29年2月14日（火） 午後1時30分開会 午後5時25分閉会	
開催場所	小田原合同庁舎 3DEF会議室	
議長氏名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会議事項	1議題 別紙2会議次第のとおり	2会議結果 ・協議事項 協議第13号～協議第20号を協議し、原案のとおり、全会一致で承認された。 ・報告事項 報告第11号を報告し、確認した。 ・その他 第5回会議の予定について報告し、確認した。
会議経過	別紙3のとおり	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回会議 次第 ・協議第13号 平成29年度事業計画について ・協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について ・協議第15号 小委員会の設置について ・協議第16号 事務所の位置について ・協議第17号 財産の取扱いについて ・協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ・協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて ・協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて ・報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク） ・資料1 第5回会議の予定 ・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿 	

会議録の確定

平成 29 年 3 月 24 日 (金)

会議録署名人 加藤仁司 

会議録署名人 畠井 進 

別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	池田 真一
副会長	加藤 修平	"	岡本 俊之
委員	加部 裕彦	"	木村 秀昭
"	時田 光章	"	川口 博三
"	栢沼 行雄	"	奥津 博
"	石田 和則	"	鈴木 悅介
"	飯山 敏明	"	笠井 進
"	井上 和子	"	安藤 俊之
"	星崎 雅司	"	木村 啓滋
"	今村 洋一	"	小野 康夫
"	大村 学	"	市川 昭維子
"	井原 義雄	"	森住 敏逸
"	加藤 仁司	"	武井 鈴世
"	加藤 洋一	"	宗像 達也
"	星崎 健次		

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	中村 亮一
副事務局長	松岡 武	"	片倉 紀彦
事務局員	村田 智俊	"	菅沼 雄太
"	深井 孝洋	"	室橋 宝
"	柳澤 寛晋	"	本多 勉
"	市川 深	"	岩本 良
"	杉崎 恵理子	"	小島 加奈子
"	小沼 久晃		

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委員	大杉 覚	委員	富樫 栄広
"	牛山 久仁彦		
"	佐藤 廣理		

別紙2 会議次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

(1) 協議事項

【総括的項目】

協議第13号 平成29年度事業計画について

協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について

【合併関係項目】

協議第15号 小委員会の設置について＜追加＞

協議第16号 事務所（本庁舎）の位置について

協議第17号 財産の取扱いについて①

協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて①

協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて①

(2) 報告事項

【合併関係項目】

報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）①

4. その他

(1) 第5回会議の予定について

5. 副会長挨拶

6. 閉会

別紙3 会議経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、ただ今から、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第4回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、大杉委員、牛山久仁彦委員、佐藤廣理委員、富樫栄広委員の4名が、ご都合または急遽体調不良によりご欠席をされておりますが、当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立している旨、ご報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長である小田原市の加藤市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。小田原市長の加藤でございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第4回会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の第3回会議におきましては、今後の協議を進めていく上で大変重要となります、「合併の方式」及び「合併の時期」につきまして想定を置くことについて、皆さんに、忌憚のないご議論をいただきました。この協議を経まして、多くの委員に皆さんから率直なご意見、また、ご議論を重ねた結果、ご承知のとおり、一定の方針に意見を収斂することができたものでございます。</p> <p>それを受けまして、本日の会議からは、こうしたこれまでの議論を土台として、いよいよ個別の具体的な事務事業の取扱いに係る協議に入ってまいります。</p> <p>広範かつ膨大な量の案件を限られた時間の中で皆さんにご議論いただくこととなるわけでございますが、慎重な中にもメリハリを効かせた議論に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様にもご協力を賜りますようお願いいたします。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
林事務局長	<p>加藤会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで資料の確認をさせていただきます。委員の皆様に事前に送付させていただいた資料として、上から順に「会議次第」、「協議第13号」、</p>

「協議第14号」、「協議第15号」、「協議第16号」、そして次の「協議第17号」であります。本日卓上に差換えを配付させていただいておりますので、その資料に差換えをお願いいたします。なお、併せてクリップ留めしておりました「参考資料」については、そのままお使いいただきたいと存じます。「協議第17号」の協議書につきましては、卓上配付のものに差換えをお願いいたします。

そして「協議第18号」、「協議第19号」、「協議第20号」、「報告第11号」及び「資料1」でございます。その他に卓上には、本日の「出席者名簿」を配付させていただきました。また、前回第3回会議の会議録の確認について、当日発言された委員の皆様の卓上に会議録案をお配りいたしましたので、期限までのご確認をお願いいたします。以上、資料の関係につきまして、不足などがございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。協議会規約により、会長が会議の議長となることになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名をさせていただきます。

小田原市の加藤仁司委員と南足柄市の笠井進委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

加藤会長

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、加藤委員、笠井委員のお2人にお願いいたします。両委員よろしくお願ひいたします。

また本日は、協議会規約第9条第4項の規定に基づき、事務事業調整に係る説明員として、各部会の部会長等を出席させておりますので、ご承知おきください。

本日の協議件数は【総括的項目】2件及び【合併関係項目】6件です。

まず、協議第13号「平成29年度事業計画について」を議題といたします。

その前に、奥津委員からご発言があるようです。

奥津委員

議事に入る前に1つだけ確認と言いますか、今後の進め方をもう一度再確認しておきたいのですが、任意協議会会議運営規程の第4条による、議事の進行というところなんですかけれども、「会議の議事は全会一致をもって決定することを原則とする。但し、意見が一致しない場合は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。」とありますが、前回、非常に重要な、いわゆる「合併の方式」なんですけれども、あの時「合併の方式」をいろいろと議論して、内容的には良かったと思うのですが、議事の進行の仕方としまして、南足柄市議会の方から、議会としては、議員としては新設合併を望むという発言がありまして、私も、市民の目から見て新設の意見を述べたわけですけども、議論をするうちに、なんとなく吸収合併、編入合併ですかね、そのような形になってしまったのですが、やはり一応は議員の方から、新設を南足柄の議会では望んでいるというような意見がございましたので、流れの中で決めてしまうのではなくて、その辺りを合わせて採決の対象としていただければ良かったかなと思います。そういうように今後も、いろいろな議論があると思いますが、反対意見が出た場合にも、一応はこの規定に則った方法で採決を進めていただく方が、より公明と言いますか、皆さんに分かりやすい決定の仕方だと、私は思います。

よろしくお願ひいたします。

加藤会長

奥津委員、ありがとうございます。

これについて、私の方から少しコメントさせていただきますが、今、奥津委員のおっしゃるとおり、この会議体の中では、第4条ですね、基本的には全会一致をもって決定するということでございますが、但し、意見が一致しない場合には出席委員の3分の2以上をもって決するものとするということでございますが、ただ、原則は今申し上げたように、全会一致をもって決定するということが、当然のことながら望ましいわけでございまして、特に先般、皆様方に諮らせていただきました第12号につきましては、今後の協議全体に、非常に大きな意味を持つものでございます。いろいろなご意見はあるというニュアンスを当然、皆様方の意見交換の中で伺っていましたけれども、その後、いろいろ何回かご議論していく中で、それぞれ出自の方からのご意見、あるいは託されたものがあったか

もしれませんが、この協議の中では、そういう想定を置いてやつていこうということに、概ね皆様方の意見というのは収束したという風に、私は感じさせていただきました。したがって、このことについては、皆様方の総意として、その方式で議論していこうとの確認がとれたという風に判断したものですから、最終的には決を採らずに進めさせていただいたという経緯でございます。今後、協議を進めていく中で、例えば、明らかに違う意見が出されて収束に向かないというようなことがあった場合には、第4条に基づくような形で採決を取る可能性も当然ありますけれども、基本的には、議を尽くして、皆様方が一致する方向を見出していきたいと考えておりますので、前回については、そのような経過だったということをご理解いただければと思います。

奥津委員

趣旨は分かりました。ただやはり、市議会議員の方たちが、最終的にはこの会議の決定には従うというような発言もありましたし、そういう中では、そういう方向に行ってしまったということも否めないと思うんですが、しかし、提案したことに対しては、そこにフィードバックして、市議会からそういう課題が出たわけですがいかがでしょうかというような一言があれば、より明快な流れになったと、議決方法になったのではないかと私は思います。今後、ぜひそういう点をご配慮いただいて、審議していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

ありがとうございます。前回も最終的には委員の皆様としてのご発言を聞かせていただきましたので、先般のような形で進めさせていただいたということでございます。いずれにしても、そういうことが今後当然あるかと思いますので、そういう際には、所要の規定に則って決を取ることも当然考えていきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、「協議第13号 平成29年度事業計画について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第13号 平成29年度事業計画について」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第13号 平成29年度事業計画について」

をご覧ください。

協議第13号は、「平成29年度小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会事業計画を、別紙のとおり定めることについて協議を求める」ものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

平成29年度の事業計画として、始めに「1. 協議会、幹事会及び部会等の開催」についてでございますが、協議会の会議につきましては、8月までに予備を含め5回の開催を予定しています。また、協議会から付託された事項について調査・検討を行う小委員会を必要に応じて開催することとしてございます。協議会の会議への提出事項に係る協議、調整等を行う副市長以下の幹事会につきまして、8月までに4回開催することを予定してございます。幹事会の下部組織として、各種事務事業の一元化等に係る資料作成や調査、協議等を行う部会及び分科会につきましては、随時開催することとしてございます。

2ページをご覧ください。

「2. 広報広聴事業の実施」につきましては、協議会だよりを5月と9月の2回の発行を予定してございます。また、協議会での協議結果や新市まちづくり計画の概要をまとめた市民向けの周知パンフレットを作成するほか、市民啓発のためのシンポジウムの開催を予定しております。また、引き続き会議の開催情報や会議の結果など可能な限り多くの情報を市民の方へ公開していくため、協議会ホームページ、両市の広報紙及びタウン誌等による情報提供のほか、市民アンケートを実施する予定でございます。

市民アンケートの概要については、3ページをご覧ください。アンケートでは、協議会及び協議内容の認知度のほか、当協議会における各協議事項の協議趣旨について市民の方がどのように考えているかについてを伺う予定でございます。対象は、平成29年4月1日時点で住民登録のある市民のうち、18歳以上の方から、地区別、年齢階層別に統計学上必要なサンプル数である3,600人を無作為抽出いたしまして実施いたします。なお、発送内訳につきましては、平成28年度に準備会として実施しましたアンケートと同様に、小田原市2,372通、南足柄市1,228通とする予定でございます。このアンケートの結果につきましては、5月に開催を予定しております第7回会議で報告するとともに、協議会ホームページにて結果を公開していく予定でございます。

以上をもちまして、「協議第13号 平成29年度事業計画につい

て」の説明とさせていただきます。ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第13号 平成29年度事業計画について」の説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

今村委員、お願ひいたします。

今村委員

事業計画の中の市民アンケートの実施の中で、アンケート内容というのがありますが、合併の方式まで決まって、いろいろな事業の突き合わせをこれからやるということで、この実施時期が4月中旬から5月初旬、その中で最後の2行ですね、「権能強化策としての中核市への移行についての認識」、「周辺自治体との広域連携についての認識」、これはどういった内容を想定されているのか。また、ここでの協議をされていないことをアンケートするというのは、どういった目的なのか、具体的に説明してください。

加藤会長

事務局、お願ひします。

村田事務局員

アンケート内容の内の、特に中核市と広域連携のことにつきましてご質問がございましたが、委員のおっしゃるとおり、現時点においてこの部分についてはしっかりと当協議会の方で議論がされている状況ではない、資料にも出てきていない状況でございます。ここで確認しようと思っておりますのは、そもそもこの協議会で中核市と広域連携について検討していくこと、第1回のところで確認した検討協議の方針の大きい部分について、市民の方がご理解というか、どういう認識をお持ちなのか、そういう考え方について検討していくことについて、その検討の必要性について、どうお考えなのかという認識を把握したいというところが、このアンケートでの趣旨でございまして、設問をこれから整理していくところでございます。中核市につきましては、権能強化が目的として挙げられていますので、そういった基礎自治体である市が、権能強化という方向性に向かって中核市移行等を考えていくことについてはどう思われますか、というような設問になっていくものと考えております。広域連携についても同様でございます。

加藤会長	今村委員、どうぞ。
今村委員	<p>事務局の思いは分かるのですが、ちょっと拙速かなと。特に、合併の方式を編入形態で検討していきましょうという形の中で、最終的にまとまらなければ、南足柄市の市民の方はアンケートをとっても意味がないわけですよね。もともと中核市の議論は必要ないわけですから。こういうものをアンケートとして出すことによって、結局中核市を目指して、南足柄と小田原が一緒になるんだという誤った認識が刷り込まれることの方が、私はまずいのではないかと思います。まず、中心市としてこれから先どうやって、どういう自治体の形であるべきか、そういう形で市民がどのように感じられているのか、そういう認識をとるアンケート内容であればいいのであって、これは中核市とか広域連携については、主導してしまう、ミスリードしてしまう恐れがあると思うので、もしやるのであればもう少し検討して考えた方がいいと思います。</p> <p>それから1つ確認ですが、このアンケート内容についてはこの協議会の席で協議される内容だと理解していいのか、それともこれは事業計画どおり、事務局が行うということで、ここで承認された場合に事務局がやることなのか、ここだけ確認させてください。</p>
村田事務局員	<p>本日、市民アンケートの実施について、アンケート内容の方を資料に示してございますが、設問の内容につきまして、具体的な協議項目として協議いただくというところまでは想定しておりませんけれども、当然、こういったアンケートを実施しますということで、事前に内容についてご確認というか、ご覧いただくようなことは考えております。協議項目という扱いで、今後実施するということは想定としてもってございません。</p>
今村委員	<p>ぜひとも報告事項でも何でもかまいませんで、柔らかい段階で見せていただきたいと、要望して終わります。</p>
加藤会長	<p>先程の前段の方についてはよろしいですか。ご意見として、これから先の作業に反映するということでよろしいですか。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>では、加藤委員お願いします。</p>

加藤仁司委員

市民アンケートの発送数についてお伺いしたいと思います。統計学上必要なサンプル数という形になっていますが、過去小田原市議会においても小田原の行政にしてもアンケート調査をしていますが、確かその時の記憶では、小田原においては、約3,000通という形がある程度客観的な数値として出てきますということを聞いたことがあります。人口は減っておりますけれども。今回のやり方としては、まず3,600を半分に分けて、それから按分という形をとっているのですが、人口比と実際のアンケートをとる部分の比率は変わってきているということですが、基本的に、最初に言ったように小田原では3,000通発送という形をとらないと、統計学上必要なサンプルはとれないんじゃないかな、そういう風に私は認識していたのですが、この点どうなのがお伺いしたいと思います。

加藤会長

発送数の根拠ですね、事務局お願いします。

柳澤事務局員

アンケートのサンプル数の関係ですが、私どもの方で、統計学上必要とされるサンプル数を出す計算式がございまして、その計算式をベースに、小田原市と南足柄市の合計の人数で出したところ3,600通という数字が出てまいりました。それをベースにさせていただきました。基本的には統計の数字をベースに出していますので、その数字を根拠としているところです。

加藤仁司委員

南足柄市さんと小田原市ということで、実際のところ、こういう形でのアンケートをとるから按分というのをやるんですけど、本来、統計学という形からすると、人口比で出すというのが普通ではないのかなと思うのですが、ざっと5対1という関係であれば、3,600を5対1という形で出すのが通常ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

柳澤事務局員

この按分の考え方ですが、基本的には、発送数の3,600人という部分を含めまして、各市が実施しているアンケートで一般的に使用されている統計学上に必要なサンプル数の算出方法というものから算出させていただいているのですが、回答の標本誤差が3%以下になることを想定して必要数を求めておりまして、約1,000人の回答があれば、標本誤差が3パーセント以下になるであろうという、統計上のデータから出させていただいている。その中で、

返送率が30%、アンケートを出してからこちらの方に回収できるものとして30%程度を見込みまして、元となる3,600人という数字を出させていただいている。3,600の半数1,800を均等に分けた900通ずつに、残りの半数1,800を人口比率で按分して出させていただくという形を今回はとらせていただいております。全体の比率に対して、住民規模での按分をという考え方も当然あろうかと思いますが、今回は、返送率も検討した結果、この半数をまず均等に分けて、残りの半数を按分でという形をとらせていただいたということです。

加藤仁司委員

私、学者ではありませんので、ここの数値が出てくるのが客観的に見られるのかどうか、ここら辺のところはぜひとも学者の方とかに相談していただければと思います。このアンケートの数が、結果的にどのくらい出てくるか分かりませんけれども、実際のところを回答するのであれば、2,880件と720件という形であれば、大体の人口比になるのではと思い、質問させていただきました。あとは会長の方で、この協議の中でお任せしたいと思います。

加藤会長

通常、複数の市町村をまたがる場合の広域の協議などでは、その費用の分担等で、こういった一定の主体の数における割り算と人口の按分とを両方足し合わせてやりますけれども、それが今回こういった50%、残りの半分を按分という形が適正かということについては、これは一義的に事務方の方での判断であったというように思います。そういう形が適正かどうかということも含めまして、今、加藤委員からご指摘がありましたが、今日は大杉先生も牛山先生もご不在ですが、改めて少しご意見も賜りながら、この辺の数については再度調整をさせていただいて、皆さんに何かご報告ができるかと思いますがよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

その他いかがでしょうか。鈴木委員、お願ひいたします。

鈴木委員

小田原箱根商工会議所の会頭の鈴木でございます。

事業計画について1つお願いがございますが、書類の中に文字面として出てくることではないと思いますが、私が前回お願いさせていただいたことが、この協議会でまとめた案を、それがどういう成果を生むのかということについて客観的に数値を含めて検証していただきたいと、それをまたフィードバックしていただいて、それを確

認させていただきたいという風に申し上げましたので、これからこの会議の中でそういう流れを十分組み入れた形の中で会議の運営をお願いしたいと思います。多分、この文面には出てこない話かもしませんが、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

前回の会議でもご意見を賜っていますので、それについてはどういう形で作業的にやっていくのかということだと思います。事務局の方で何か予定等あればお願いします。

村田事務局員

鈴木委員から、前回第3回会議でお話をいただいています。今後作業していく中での、特に財政計画関係ですが、そこに盛り込むべき事務事業の調整の結果という部分が、客観的に適切なものであるかどうかということと、両市の財政を一体化するに際して、将来の収支見通し、こうしたものが適切に推計されているか、こういった観点が重要だというようなことのお話だと思います。そうした部分の事務事業調整において、例えば行革効果が見込まれるかどうか、またサービスの水準が適切か否かという部分につきましては、基本的にはこの協議会の中で皆様方に、事務局側から提出いたします協議案に対して、吟味いただきたいと考えているところでございますけれども、その結果を踏まえてまとめます、1つは新市の財政計画、こうした部分につきましては、行政の財務に関する一定の見識をお持ちの方でないと吟味しにくいということは、委員のご指摘のとおりと考えておるところでございます。本日の段階では、どうしますというところまでは具体的にはお話はできないのですが、いつの段階でということについては、また改めてさせていただきます。委員のご提言の趣旨は十分認識しておりますので、そうしたことを踏まえて今後検討させていただいて、対応していきたいと考えております。本日は明快な回答ができなくて申し訳ありませんが、趣旨は十分理解しておりますので、対応させていただきます。

鈴木委員

よろしくお願ひいたします。

加藤会長

その他いかがでしょうか。
では加藤委員、お願いします。

加藤洋一委員

私も、市民アンケートの実施について確認をさせていただきたいのですが、市民アンケートと言いますと、住民の方に合併の是非を問う時に、住民投票だとか市民アンケートだとかがよく言葉で使われるのですが、今回のこれは、事務局の説明を聞いていたり今までのやり取りを見ていたりすると分かるのですけど、今回のアンケートはそういうものではなくて、この3件の案件について、市民の方の認識度を問うものだということでおろしいのか、確認をさせていただきます。

村田事務局員

加藤委員のおっしゃるとおりでございます。再度になりますが、これはあくまでも、実施時点においての市民の方の認識について伺うものでございます。今委員がおっしゃられました、1つは合併の是非等につきましては、この協議会の中で実施するというよりも、この協議会の協議結果を踏まえて、両市がそれぞれ市民の方に是非判断は問うていく部分だと考えてございますので、この協議会の事業計画の中には組み込んでおりません。したがいまして、このアンケートはそういうものではないということでございます。

加藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑等いただきましたが、この協議第13号につきましては、先程今村委員がおっしゃいました、中核市移行、広域連携等についての設問のあり方、また、サンプル数の按分方法、こういったことについては事務方の方で少し検討を加えた上で皆さんにお示しをすることとした上で、進めていくということで、基本的には原案のとおりにご承認いただくということでよろしいでしょうか。

委員

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

ご承認いただきましたので、そのように進めさせていただきます。次に、「議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

村田事務局員

「議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」をご覧ください。

協議第14号は、「平成29年度小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会歳入歳出予算を、別紙のとおり定めることについて協議を求める」ものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

まず、歳入についてでございますが、款1 分担金及び負担金、項1 負担金として620万6千円、款2 諸収入、項1 振興協会助成金として353万4千円の計974万円を計上してございます。続いて歳出についてですが、款1 事業費につきましては、項1 協議会費163万7千円、項2 調査研究費521万7千円、項3 広報広聴費222万円の計907万4千円を計上してございます。款2 総務費につきましては、項1 事務局費として66万6千円を計上してございます。以上、歳出合計は歳入合計と同額の974万円としてございます。

次に、歳入歳出の内訳を説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

まず歳入のうち、負担金の内容は両市からの負担金であり、それぞれ310万3千円を見込んでいるところでございます。次に諸収入につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会助成金を両市分それぞれ176万7千円の助成を見込んでございます。次に、歳出についてでございますが、まず事業費のうち協議会費につきましては、協議会委員謝礼のほか、会議用の消耗品費等を含む需用費等、会議の開催に要する経費を計上してございます。同じく事業費のうち調査研究費につきましては、市民アンケートの実施に伴う郵送料のほか、協議会の協議結果等をまとめた周知パンフレットの作成及び配達に係る委託料等を計上してございます。同じく事業費のうち広報広聴費につきましては、シンポジウムの開催に要する経費のほか、協議会ホームページの更新及び協議会だよりの作成費等に要する委託料を計上してございます。続いて、総務費の事務局費につきましては、神奈川県及び学識経験者である委員等との打ち合わせに係る旅費のほか、会議資料の印刷等に係る需用費等の経費を計上してございます。

以上をもちまして「協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」の説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長	ただいま事務局から、「協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」の説明がありました。ご意見、ご質問等ある方は挙手にてお願ひいたします。 大村委員、どうぞ。
大村委員	南足柄市さんからは聞きづらいことかと思うので、私の方からお聞きいたしますが、先程来から、人口の按分というような話題もありましたけれども、歳入のところの負担金について、小田原市と南足柄市の人口で按分という考え方もあるかと思いますが、これは2分の1ずつ出し合うということで、もう少し説明をした方がいいのではないかと思います。
村田事務局員	なぜ按分ではないのかという観点のご質問かと思いますが、当初、協議を開始、着手するにあたりまして、両市間で調整を行いました。この度の協議会運営という事業の趣旨が、お互い対等の立場で、具体的いわゆるハード的な部分とか、実を伴う事業とは異なります。あくまでも、両方同じような形で委員を出し合って協議を行うという取組の趣旨からしまして、これは同額按分で折半という形が適切であろうということで、両市間で調整した結果、28年度同様に、29年度も同様の扱いをさせていただいているということでございます。
加藤会長	その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、質疑も尽きたようでございますので、「協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について」は、原案のとおりご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。
委員	<異議なしの声あり>
加藤会長	ありがとうございます。 ご承認をいただきましたので、進めさせていただきます。 次に、「協議第15号 小委員会の設置について<追加>」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
村田事務局員	「協議第15号 小委員会の設置について」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第15号 小委員会の設置について」をご覧ください。

協議第15号は、協議会第3回会議で、都市内分権に係る小委員会の設置につきまして調整することとされたことを踏まえまして、「協議会規約第10条の規定に基づき、別紙のとおり小委員会を設置することについて協議を求める」ものでございます。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

協議会規約では、協議会における協議事項の一部について調査し、または審議させるため、協議会に小委員会を設置することができる旨、規定してございます。この規定に基づきまして、事務局としては、Aランクに位置付けられている合併に関する協議項目のうち、「都市内分権」についての小委員会を設置し、調査及び審議を付託することをお諮りするものでございます。この小委員会を設置する理由としては、先行例及びアンケートにおきまして、合併による行政区域の拡大に伴って、地域住民の意見、特に小規模自治体側の住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなることなどに対する懸念が示されていることを踏まえて、特に編入合併において編入される側の地域の住民自治や行政参加を保障するための方策について、専門的かつ集中的に調査・検討を行う必要があるためと考えているところでございます。この小委員会への付託事項は、具体には、「地域審議会」、「地域自治区」または「合併特例区」といった合併特例法に基づく制度の適用の可否などとしてございます。委員構成につきましては、「住民自治やまちづくり活動に精通した委員」及び「行政職員である委員」としてございます。なお、この小委員会を設置する場合には、その組織や運営等の必要な事項について、規約第10条第2項の規定に基づいて小委員会規程を定めるものなります。

1枚めくって、2ページをご覧ください。

こちらが、都市内分権に関する小委員会規程の案でございます。

主な条項についてご説明させていただきます。

第2条では、当委員会の所掌事務として、「地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること」につきまして、調査又は審議を行う、としてございます。

第3条では、小委員会は任意協議会の委員をもって組織するものとして、第2項において、会長が指名することとしてございます。

第1号の「規約第6条第1項第1号及び5号の委員」としましては、両市の副市長1名ずつと、両市の議會議員である委員からそれ

それ1名ずつ、第2号の「規約第6条第1項第7号ア及びウ並びにエの委員」といたしましては、両市の自治関係団体及び福祉関係団体の委員から2名ずつ、教育関係団体の委員からは両市それぞれ1名ずつ指名することを想定して作ってございます。

第5条第4項は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができると定めますほか、同5項では、会議は非公開とするが、会議概要は公表する旨を定めるものとしてございます。

また、第6条で、この小委員会における調査または審議の結果については、協議会の第7回会議までに会長に報告するものとしてございます。

以上をもちまして「協議第15号 小委員会の設置について」の説明とさせていただきます。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ちょっと説明がさらっといってしまって、特に名簿はついていませんが、第3条第2項のところで表記されている方の内訳をもう一度ゆっくりお願ひします。

村田事務局員

申し訳ございません。再度、構成ですが、今回名簿等という形では提示してございませんが、ここの第3条で現時点で想定しております委員の構成につきましては、両市の副市長1名ずつ、両市の議会議員4名ずついらっしゃいますが、そのうち1名ずつ、両市の自治会関係、お二方ずついらっしゃいますができれば2名ずつご参画いただきたいと思っております。同じく福祉関係の方も2名ずついらっしゃいますので、2名ずつご参画いただきたいと思います。さらに、教育関係団体の委員が両市から1名ずついらっしゃいますので、その1名ずつの方にもご参画いただきたい、というような委員構成を想定しているところでございます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第15号 小委員会の設置について＜追加＞」の説明がございました。これは、先般の会議の中で、南足柄の池田委員にご提案いただいたものを受けたご提起ということでございます。ご意見、ご質問等ある方は挙手にてお願ひいたします。

岡本委員、どうぞ。

岡本委員

南足柄の岡本です。先程ご説明がありました第3条についてですが、第2項第2号の中の規約第6条第1項第7号ア及びウ並びにエの委員ということで、規約の中ではイの部分で経済関係団体、こちらの方は仕事の感覚でいくと確かに経済団体なのですが、こういった小委員会設置でいわゆる都市内分権に関わる部分に直接は関係ないと言えられないのかもしれません、そういった方々が委員の対象にならなかった理由はどういったことでしょうか。

加藤会長

事務局から見解をお願いします。

村田事務局長

ご説明しましたように、あくまでも地域の分権の部分が主題になってきますので、他事例等も参考にした上で、経済関係団体の方が入っている例があまり見受けられなかったということもありますし、一義的には市民団体の方を中心にご協議いただくのがよろしいのではというところでのご提案でございます。ただ、この部分につきましては、ご協議いただいた中で、経済団体の方も含めて実施した方がよろしいというご意見があれば、それは再考の余地は考えております。事務局といたしましては、そのような考え方を基に、本日ご提案をさせていただいたところでございます。

岡本委員

他市の事例も参考にされたということなので、それについてはおっしゃるとおりだと思いますが、第5条第4項の委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる」という部分で、先程の経済関係団体の方々から意見調整が必要な場合、当然来ていただいて、意見を述べていただくという形なのですが、そういう手段というのは何か考えていられるのでしょうか。

村田事務局員

岡本委員のおっしゃるとおりでございまして、この第5条第4項は、まさにそういった使い方を想定してございます。学識経験者の場合もあれば、その時のテーマによりまして、特に経済団体の商工会の方には、地域振興等の観点からご意見を伺う必要がある場面が想定されます。これは経済関係団体の方に限った話ではないのですが、必要に応じまして、この条項を根拠にご参画いただくということを想定してございます。

加藤会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、星崎委員、お願いします。</p>
星崎健次委員	<p>これに関しては、前回の会議の中で、都市内分権についての小委員会の設置をお願いしたいということで、早急に対応していただき、ありがとうございます。</p> <p>第6条の中で、第7回会議までに報告するとあるのですが、これに関しては非常に重要な小委員会ということもあって、会議の内容、ボリューム的に、この第7回までという回数で十分なのでしょうか。私的には、もっと回数を重ねて議論していただきたいと思うところもあるので、そこの内容について大丈夫なのかというところと、もう一件、会議は非公開とするとなっておりますが、できれば公開という形で行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
林事務局長	<p>まず1点目は、当小委員会の協議結果の報告を第7回会議までにという形で第6条に位置づけておりますが、事務局の予定では第7回協議会は5月中下旬に開催する予定でございます。確かに、今の時点からしますと非常にタイトなスケジュールだと思いますが、その間に、当然数回、協議会の日程とは別に、小委員会として別途開催を集中的にしていく中で議論を深めていただきたいということで、一方の議員定数の小委員会についても、位置づけのもとでは第7回に報告という形でございますので、その間いろいろご負担はおかけしますが、集中的にご審議をしていただき、第7回に報告をしていただけるような形で対応していただければありがたいと思います。</p> <p>もう1点の会議について非公開という部分でございますが、この協議会については公開の形で実施をさせていただいていますが、小委員会につきましては、いわゆるゼロベースのところから、各委員が自由闇達にそれぞれのお考えを発言され、まだ不確定な部分での発言、逆に、どなたがその考え方を発言したかということよりも、議事の進捗に併せて、その会においてどういったことが決定したかという、会議での経過・内容については公表させていただきます。どなたの発言という明確な位置づけというのは、なかなか自由闇達なご発言、柔らかい段階での発言ですのでさまざまご意見があると思いますので、そういう部分で、小委員会の開催については非公開という形をとらせていただき、概要のみ公表という形の扱いとさせていただきたい、としているところでございます。</p>

加藤会長	よろしいでしょうか。 今村委員、どうぞ。
今村委員	都市内分権に関する小委員会規程の第2条に、審議内容について「地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること」となっています。これはある意味、都市内分権という考え方かが、こういった考えに指定されているというのは分かるのですが、もう少し具体的にどういうイメージなのか、この協議の場で共有していた方がいいと思うので、もう少し具体的に説明していただければと思います。
村田事務局員	<p>第2条にありますとおり、対象として想定しているのは、合併特例法に基づきます特例措置である、この3つです。具体には、この3つの中でも、制度的にだいぶ違いがございまして、どれだけその地域の中での位置づけといいますか、順に地域審議会から合併特例区にいくにしたがいまして、制度的に、かなり法的な位置づけが強くなっていくようなものでございます。先行事例等を見る中で、必ずしも法的な位置づけが強いものばかりが選択されているわけではありませんので、そうした他自治体の先行事例なども参考にしながら、小委員会の中でそれぞれの組織の制度の特徴なども十分ご説明し、ご理解いただいたうえで、どうしたものを使いしていくのかということについて、お話をさせていただこうと思っております。本日お手元に、この3つの制度の違い等につきましての資料はお配りしていないものですから、なかなか口頭でその違いをご説明するのは難しい部分でございますが、簡単に3つの制度についてご説明させていただきます。</p> <p>合併特例法による3つの制度ですが、まず地域審議会につきましては、設置した場合に、その区域に関する合併後の市の事務に関して、市長の方から、その地域審議会に諮問をすることができるということになりますて、その諮問に応じて審議していくこと、また、地域審議会が必要と認める事項につきまして、市長に対して意見を述べることができるとされてございます。この組織については、法人格はありません。設置の期限も、当協議会、また法定協議会で協議して定めていくということになります。合併特例法による特例の大きな部分としましては、合併する区域の一部にのみ置くことが可</p>

能となっているものでございます。

次に、地域自治区につきましては、先程と似通ってはいますけれども、その区域にかかる重要な事項につきましては、予めその自治区の中に協議組織が置かれますので、その協議組織の意見を聞かなければならぬということで、ここは義務化される部分でございます。また、地域審議会と同じように、市長やその他の市の機関に意見を述べることができます。地域自治区につきましては、地域自治法上の地域自治区に対する特例ですので、地方自治法上は、区長には一般職員が置かれることになりますけれども、この合併特例法による地域自治区では、区長に特別職を置けるという特色がございます。設置の期間は地域審議会と同様、協議で定めることとなります。また、地域自治区を特例で置く場合には、地域自治区の名称が、住居表示に組み込まれる形になります。自治区を置くことイコール、その住所の一部にこの部分が入ってくるのが特徴でございまして、これも合併する区域の一部にのみ置くことが可能な制度でございます。

最後に、合併特例区ですが、特例区に関する予算や公の施設の設置管理、こういった重要な事項を定めるにあたりましては、特例区に置かれます協議会の同意が必要ということで、さらに縛りが強くなるということでございます。同様に、重要事項については特例区における協議会の意見を聞かなければならぬことも必須になります。特例区だけは、特別地方公共団体となりますので、法人格をもっておりまして、公の施設の設置管理等が可能な団体でございます。区長は特別職を置くことになりますし、設置期間が他の2つの制度と異なりまして、設置期限は5年以内ということになってございます。地域自治区と同様に、特例区を置いた場合は、その名称を住居表示に組み込むことになります。これも同じく、合併する区域の一部にのみ置くことが可能な制度でございます。

資料がない中、口頭で大変失礼しましたが、このような違いがある制度につきまして、ご議論いただきまして、どういったものが適しているのかということをお話いただくことを想定してございます。

今村委員

今のご説明を聞くと、要は、どういう形で都市内分権をこの3通りの中で、そもそも論的にどうしていくべきか、この議論を小委員会で行うという認識でよろしいでしょうか。具体的な都市内分権の必要性がある事例に対してどういった形をとっていくのか、こうい

った小委員会ではないということですね。

村田事務局員

前後が逆になってしまってはいけませんので、まず、合併した場合に、一部の区域でどういった自治のあり方があるのか、市との関係性というところから始まりまして、それに適する制度はどれなのかということで、あくまでも他事例は参考に見ていく中で考えていくことになります。まずありきは、その地域としてどういう考え方があるのか、どういう市との関係性を持っていくのがいいのかというところから始まった上で制度選択という流れになると思っております。

加藤会長

よろしいですか。

当然、それぞれの小田原・南足柄双方から出ていただく委員の皆様方から、地域の現状と合併をした場合に想定されるメリット・デメリット等についていろいろなご意見を踏まえた上で、具体的にそれを含めた上で、どういった制度の適用があり得るのか、そういう議論の順番にはなっていると思いますので、具体的な現実からスタートするようになっていくとは思います。今日は、両市の自治会の皆様方もお越しですが、特に委員さんからご発言等よろしいですか。

では、木村委員、お願ひいたします。

木村委員

先程、第7回までに意見をまとめるという話があったわけですが、今の話を聞いていると、本当にえらいことになったということが第一の感想なのですが、これを7月までの5か月間の内になんとかまとめないといけないと思うと頭が痛いです。どうしていこうかと、一番苦しいところです。奥津会長がいらっしゃるので、あとでゆっくりとお話をと思いますが、とにかく非常に短期間で、第7回までにまとめるというのはきついのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

恐れ入ります。

では、奥津委員、お願ひいたします。

奥津委員

市民の目から見ても、大変大きな課題をやれということなんですが、これ7月ではなくて第7回なので3か月しかないんですよ。な

おかつ、制度の適用等に関するここという漠然としたことではなかなか、我々も地域の仕事しかしていませんので、この地域審議会とか地域自治区とか合併特例区とか、こういう法律用語のことはなかなか理解しがたいところがあって、具体的に、次回でも結構ですけれど、制度の説明をもう少し丁寧にやっていただくことが第一です。それから、木村委員がおっしゃられたように、あと3か月でまとまるかどうか、私も疑問に思います。まだ中身が分かっていないので、これを確約せよとここで決めてしまって、本当にこういう仕事を我々が地域の人間としてできるかどうか心配なのですが、そういう意味で、第何回までに提出するという、あまり締めつけられてしまうと難しい。しかも、3～4回くらいでまとめて5月に出せということは、2月はもう日がないですからね。そういう会議の中で、なおかつ何を話していくか、具体的な問題点も分からぬし、制度の適用についても全く分かっていないので、もう少し考慮したスケジュールを作っていただかないと、しっかりしたものはできないんじゃないかと思います。

加藤会長

ありがとうございます。両市の自治会の両委員からのお話、ごもつともでございます。これについては、先程、事務局の方からこの3つの制度については口頭でお話ししましたが、当然のことながら、改めてきちんと説明をさせていただき、また、ご議論の進捗等についても当然陪席をしますので、状況によっては、相談なり対応していく必要があろうかと思いますので、委員会に属されることになります委員の皆様にはご苦労をかけますけれども、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

その他よろしいでしょうか。

それでは、質疑も尽きたようでございますので、「協議第15号小委員会の設置について＜追加＞」につきましては、原案のとおり承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

委員

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第16号 事務所（本庁舎）の位置について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第16号 事務所の位置について」を説明させていただきます。

申し訳ございませんが、説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いしたいと思います。協議第16号の別紙「両市の本庁舎の交通アクセス及び周辺の官公署の立地状況について」の小田原市にある県の機関に「産業技術センター工芸事務所」とありますが、正しくは「産業技術センター工芸技術所」でございます。大変申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

それでは、お手元の資料にしたがいまして、説明させていただきます。

協議第16号は、「事務所（本庁舎）の位置に係る調整方針を次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

「事務所の位置」に係る調整方針としましては、「合併後の市の事務所の位置は、小田原市荻窪300番地とし、現小田原市役所本庁舎を使用する」とするものでございます。また、「現南足柄市役所本庁舎については、分庁舎として活用する」とするものであります。

続いて、この協議案の調整理由を説明いたします。

まず、地方公共団体の事務所の位置につきましては、地方自治法第4条第2項に「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならぬ」と規定されてございます。両市の本庁舎の交通アクセス、官公署の立地状況及び現庁舎の延床面積等を勘案いたしますと、現小田原市役所本庁舎を合併後の市の事務所（本庁舎）とすることが妥当である、とするものございます。加えて、合併時には現状よりも職員数や事務量が増加するため、現小田原市役所本庁舎だけでは、業務に必要となる執務空間を確保することが困難となると見込まれます。このことから、合併後の市における行政機能の適切な配置を図るために、現南足柄市役所本庁舎を分庁舎として活用することが必要である、とするものであります。

事務所の位置の利便性等について、補足説明をさせていただきますので、別紙をご覧ください。両市の本庁舎の現況及び本庁舎の交通アクセス及び周辺の官公署の立地状況についてまとめたものでございます。

まず、両市の本庁舎については、いずれも鉄骨鉄筋コンクリート造でありますが、小田原市役所本庁舎の延べ床面積は南足柄市役所本庁舎の約2倍となってございます。次に、交通アクセス及び周辺の官公署の立地状況につきましては、小田原市役所本庁舎の最寄り

駅は3駅であり、周辺に国や県の機関が立地しております。南足柄市役所本庁舎の最寄り駅は1駅となっており、周辺に国や県の機関の立地はございません。これらのこと踏まえまして、合併後の市の事務所の位置につきましては、現小田原市役所本庁舎を選択すべきとするものでございます。

なお、この協議第16号におきましては、合併後の市の組織機構をどちらの庁舎にどのように配置すべきかについて定めるものではございません。事務組織及び機構につきましては、別にAランクの協議項目として定めており、第7回会議で取り扱うこととしておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上をもちまして、「協議第16号 事務所の位置について」の説明を終わらせていただきます。ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第16号 事務所（本庁舎）の位置について」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

それでは、特にご質疑等ないようでございますので、「協議第16号 事務所（本庁舎）の位置について」は、原案のとおりご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

委員

＜異議なしの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第17号 財産の取扱いについて①」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第17号 財産の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第17号 財産の取扱いについて」をご覧ください。

協議第17号は、「財産の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

調整方針といたしましては、「協議の対象を別紙のとおり正負の財産とし、南足柄市の財産は、すべて合併後の市に引き継ぐ」というものでございます。「ただし、基金につきましては、それぞれの設立

趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整を行う」とするものでございます。

調整理由といたしましては、合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」と想定を置くものとしておりますので、このことから、南足柄市のすべての財産を合併後の市に引き継ぐものとするということでございます。しかしながら、基金の部分は、それぞれ設立された趣旨がございますので、これに配慮しつつも、合併後の市において同一趣旨の基金が重複することを避けるため、統合が可能なものは合併時に統合するなど、合併時までに一定の整理を行うものとしているものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

協議の対象とする財産は、地方自治法に規定されている正負の財産としてございます。なお、法の規定に含まれない、また決算書等に反映されていない消耗品等も含め、すべての財産を協議対象とするものでございます。その上で、合併の方式の想定が「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」というものであることから、南足柄市の法人格が消滅するため、一切の財産に対する権利義務を、合併後の市に引き継ぐということでございます。例外的に、合併する自治体間で所有財産に著しい不均衡があり、これを統合して合併後の市に帰属させることが適当でないとする特別な事情がある場合には、特別地方公共団体である財産区を設置して管理させる方法もございますけれども、今回は法が想定するような特別な事情も見受けられないので、財産区の設置は想定してございません。なお、この調整方針による市民の方への直接的な影響はないものと考えてございます。

参考に、直近の平成27年度決算ベースの両市の財産の現況を別添1という形で添付してございます。財産のうち基金につきましては、ここにございませんが、先程お話しましたとおり、趣旨が近しいものを統合するといった調整を想定しておりますけれども、現時点におきまして、具体的な調整が幹事会以下で整ってございません。こうした意味で、別添の現況には含まれてございません。基金につきましては、4月下旬の第6回会議で協議していただく予定でございます。なお、別添1で示している財産につきましては、平成28年3月31日時点のものでございまして、合併が実現するまでの間に当然のこととして変動が生じます。今回の協議では、この数値というよりも、包括的な方向性をご確認いただくところでございます。また、負の財産に係る参考資料としては、4ページ以降に

ございます。

添付の参考資料には、健全化判断比率につきまして示してございます。実質公債費比率から、将来負担比率までございますけれども、いずれも国の示す早期健全化基準を、両市とも現状では下回っているという状況でございますので、こちらは参考程度にご覧いただければと思っています。

以上をもちまして「協議第17号 財産の取扱いについて」の説明とさせていただきます。ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

「協議第17号 財産の取扱いについて①」の説明でございました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。
岡本委員、どうぞ。

岡本委員

先程、事務局のご説明では、基金の取扱い、今回は記載していないということで、資料には載っておりません。それで、第6回会議ということでおっしゃったんですが、当初いただいた事業計画に関する資料、前回会議の資料2のところでは、基金の記載がないんですね。今回これで、いただいた資料になぜ基金がないのか分かったのですが、もらったばかりのときは不思議でした。おっしゃる意味は分かりましたが、その後いわゆる、ただいまのご説明ですと、事務方で調整した基金の取扱い、いわゆる似ているものとかを調整した後のものをご提示していただく流れでよろしいのでしょうか。

村田事務局員

委員のおっしゃいますとおり、調整した後の類似するものの統合等について、案を作成いたしまして、こうした統合をしたらどうかというような考え方を整理した上で、お示しすることを想定しております。

岡本委員

事務レベルの話なのでどこまで、専門家ではないので分からないのですが、当然本市の場合どういった基金があるのか、議員である以上、分かっているつもりなんですかけれども、また逆に小田原市さんのものは一切承知していない状況です。そうなりますと、先程のご説明の中であった、いわゆる基金設立の目的、この辺の調整というのが非常に難しくなってくるのではないかと思います。当然、基金を活用していくことによって、市民がそれを享受される部分があるので、その辺の調整の課題というか、今想定できる部分、どういう風な調整方式をとっていくのか、教えていただける部分あつたら

教えていただきたいと思います。

村田事務局員

現在調整中でございますが、やはり目的が類似するものが相当程度ありますて、実際には8割方という表現が適切かは分かりませんが、類似しているものがありますので、そこは素直に統合という形をとれると思っております。一部、非常に特定のものに対しての目的をもった基金など、類似しているように見えて、よくよく見ていくと微妙に運用の仕方も含めて異なっているというものもありまして、その辺りを今整理している最中でございます。最終的に委員の皆様にお示しする時には、最終形だけをお見せするのではなく、それぞれどういう基金があって、どれとどれを統合してこういう形を持って行きたいということで、できるだけ分かりやすく統合の経過が分かる形で、資料はお示ししたいと思っておりますので、現在調整中でございますが、なかなか難しいものもいくつか含まれているといった状況でございます。

加藤会長

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

小野委員、お願ひいたします。

小野委員

直接財産とは関係ないのですが、参考資料の中で項目が4つありますけれど、将来負担比率が4つ目にあります。このところは、小田原市と南足柄市の数字が結構大きく違ってくるところでございまして、次ページの県内の市町村の状況を見ますと、政令市、横浜と川崎は3桁ということで数字が高いわけですが、これは高い方が、何と言いますか、将来的には不安がないのか、小田原市のように11というような低い方が不安がないのか、その辺の説明をしていただけませんか。数字が大きく違いますので。

村田事務局員

高い方がいいか低い方がいいかというと、一概に言えないところはあります BUT 基本的には、低い方が数字としてはよろしいものでございます。将来負担比率につきましては、別添の資料3ページにございますが、出資している法人等にかかるものも含めました、市全体として将来負担すべき実質的な負担・負債、これに対して、標準財政規模、それぞれの自治体の財政規模に対して、どのくらい将来に向けての負債があるのかという比率の数値でございますので、体力に応じて負債がどうかという、単純に言うとそういうことだと思いますので、これは高い方が低い方がと言えば、見方としては低

い方がいいということでございまして、小田原市と南足柄市、この数値でいうと差はあります、この差は元々の自治体の標準財政規模の大きさがかなり違いますので、そこから見て結果としてこの数値、差になっているということと理解しています。ただ、南足柄市の数値がこういう形になっておりますけれども、県内で見ると比較的高い方ではございますが、比率として健全化に何か問題点があるというような数値ではございませんので、ここは参考値ということでお示しさせていただきました。

小野委員

いずれも安全圏だということですので、そういう意味では安心しました。ありがとうございました。

加藤会長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

では、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第17号 財産の取扱いについて①」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。

委員

＜異議なしの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

では続きまして、「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」説明させていただきます。

お手元の資料「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」をご覧ください。

協議第18号は、「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数、任期及び報酬に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針としては、まず定数につきましては、「農業委員会の委員の定数は、合併時は26人とし、任期満了日以降は19人とする」としてございます。「農地利用最適化推進委員の定数は、合併時は22人とし、任期満了日以降は29人とする」としてございます。次に、任期につきましては、「農業委員会委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の委員の任期満了日までとし、その後は法定任期の3年とする」とし

てございます。「農地利用最適化推進委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の農業委員会委員の任期満了日までとし、その後については委嘱後、農業委員会委員の任期満了日までとする」としてございます。報酬につきましては、「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、小田原市の水準を適用する」としてございます。

調整理由でございますが、1点目、定数に関するものにつきましては、合併後の市政の円滑かつ一体的な運営を図る上で、農業委員会等に関する法律施行令第11条の規定に基づく特例措置を活用することが適當である、としてございます。2点目はその特例措置が終了した後の定数についてでございますが、両市の地域性及び合併後の市に見合った適正数を勘案したものでございます。3点目の任期に関するにつきまして、これは農業委員会等に関する法律第10条及び第20条によるとなってございますが、これは法定任期でございます。

いずれも簡潔な記述をさせていただいておりますので、以下、添付の資料により詳しく説明させていただきますが、1ページには、農業委員会等に関する法律と同施行令から関係条文を抜粋してございます。さらに1枚めくっていただき、参考資料により調整理由の考え方を再度説明させていただきます。

まず、上の2つの表が、現況の比較でございます。1つ目の表は、農業委員会委員の現況でございますが、定数は、小田原市が19人、南足柄市が7人、合わせて26人となっております。任期につきましては、法に基づきましていずれも3年でございます。報酬につきましては、小田原市の方がやや高い状況となっております。農地面積は、最適化推進委員の定数の根拠となるものですが、小田原市が2,465ヘクタール、南足柄市が928ヘクタールで、合わせると3,393ヘクタールとなります。基準農業者数につきましては、農業委員会委員の定数の根拠となるものですが、小田原市が1,987世帯、南足柄市が1,024世帯で、合わせると3,011世帯という状況でございます。

2つ目の表は、農地利用最適化推進委員の現況でございますが、定数は、小田原市が14人、南足柄市が8人、合わせると22人でございます。任期は、いずれも農業委員会委員に準じております。報酬は、小田原市の方が若干高額でございます。

3つ目の表が、合併時に想定する状況でございまして、まず、左側の農業委員会委員につきましては、定数を26人としております

が、これは合併に伴い南足柄市の農業委員会委員が一斉に失職することを避けるため、前の資料、別紙の2ページにあります施行令第11条第2項に規定されております特例の網掛けの部分になりますが、合併時の定数について「関係市町村の委員の定数の合計数以下の範囲内で定めることができる」という規定を適用しまして、小田原市の19人と南足柄市の7人の合計数26人を定数としようとするものであります。次に、任期については、施行令第11条第3項の規定によりまして、小田原市の委員の任期までとなります。なお、報酬については、小田原市の水準を適用することとしております。右側の表、農地利用最適化推進委員につきましては、定数を22人としておりますが、これは農業委員会委員と同様に、施行令第11条第6項に規定されている定数の特例を適用して、現況の小田原市の14人と南足柄市の8人の合計数22人を定数とするものでございます。任期は農業委員会委員に準じるとし、報酬は小田原市の水準を適用することを提案してございます。

4つ目の表は、合併時の定数特例の適用期間、すなわち、小田原市の農業委員会委員の任期が満了した後の想定の部分でございますが、左側の農業委員会委員につきましては、定数の法定上限数が19人となります。これは合併しても19人ということで、前の資料、別紙の1ページのところに記載がございますが、農業委員会委員の上限数につきましては、基本的に基準農業者数によって定められており、先程の参考資料でご覧いただいたように合併後の市の基準農業者数が3,011世帯と見込まれますことから、施行令第5条の区分の2に該当しますので、上限数は法定で19人と定まるものでございます。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、定数の法定上限数が34人となるのに対して、定数は29人としてございます。法定上限数の34人は、資料2ページの一番上にあります施行令第8条の規定に基づくもので、農地面積のヘクタール数を100で除した数、つまり合併後の市の農地面積が3,393ヘクタールと見込まれますことから、これを100で割って端数を切り上げた34人となるものでございます。この法定上限数34人に対して、定数を29人とする部分でございますが、合併時の特例定数の22人より増員していることにつきましては、農業委員会委員が特例期間の終了後には7人減員となることを踏まえたうえで、合併後の市の地域性を考慮して、農地利用の最適化を図る上で適正と考えられる定数として定めるものでございます。

以上をもちまして「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明とさせていただきます。ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ある方は挙手にてお願ひいたします。

池田委員、お願ひします。

池田委員

最後にご説明があった特例措置期間後の状況で、農地利用最適化推進委員が合併特例の後、プラス7名ということで、要はそれまでの農業委員会関係の皆さんのが48名で、特例措置が終わった後についても48名をまた無難に仕事に就いていただこうという考えに見えるんですね。農業委員会委員のお仕事と農地利用最適化推進委員の仕事の内容から見て、特例措置期間終了後、マイナス7名、プラス7名で、これは適正な考え方なのか、もう一度ご説明願います。

経済部会

経済部会からご説明申し上げます。

農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事につきましては、それぞれ役割はございますけれども、基本的にその大きな差は、農業委員会の総会におきまして議決権があるかないかということが大きな差でございます。したがいまして、現状、小田原市、南足柄市両市とも、実際の仕事をするにあたっては、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒にペアになってと言いますか、一緒に動いていただくという現状がございまして、非常に人数に苦慮しているところでございますので、現在お示しました2つを合わせて同数で仕事をしていくという形が、もっとも望ましいものと考えているところでございます。

池田委員

今のご説明だと、農業委員会の委員が法定上限19人なので、ペアでやっていくことが望ましいのであれば、農地利用最適化推進委員も19人がやりやすいのではないかという風に思われるのですが、この考え方間違っていますか。

経済部会

ペアという表現がどうかというところはありますが、農地利用最適化推進委員につきましては、それぞれ条例をもちまして、地区割りをしております。その地区割りと、農業委員の所在している地区

割りを踏まえて、先程ペアという言い方をしてしまいましたが、地域で活動していただいているということでございます。1対1で活動しているということではございませんので、その辺を踏まえて、ペアという言い方を訂正させていただければと思います。

経済部会

経済部会から補足をさせていただきますが、今回の法改正におきまして、今まで農地の最適化ということにつきましては、旧法では任意事務でございました。法改正によりまして、これが必須事務ということになっておりまして、農地利用最適化推進委員の役割ということは、これまで以上に求められる、大きくなってくるという風に思っております。したがいまして、実際、現地を歩いたりするのはこの最適化推進委員でございますので、この部分に少し人員増という形をとりたいということで提案をさせていただきました。

加藤会長

よろしいでしょうか。

安藤委員、お願いします。

安藤委員

J Aかながわ西湘の安藤でございます。

この議論につきまして、昨年4月に農業委員会等に関する法律が改正されたということは、やはり国内農業が大変な危機になっているということです。当然この管内におきましても、3,393ヘクタールの農地があり、課題を抱えています。諸問題を考えますと、今経済部会から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の役割が大きいということで、ぜひご理解いただきたい。私は、このご提案に対して、特に農地利用最適化推進委員につきましては、ぜひともしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

今村委員

今までのご説明でだいぶ分かりましたが、整理させていただきますと、農業委員会の委員の方は、小田原の場合、昨年再選をされました。この南足柄市と小田原市の農業委員会の任期については、ほぼ同じものなのどうなのか、まず1点確認させてください。

それから、今非常に農業環境が厳しい、激変している中で、現実問題とすれば、平成31年に小田原の場合改選があります。そこか

ら、現在32年の合併を想定してやっていますので、在任特例2年間ということで、この26名でやっていくという今回のご説明だと思うのですが、この期間が2年間というところで、それ以降、農地利用最適化推進委員を増やすことによって、現状の厳しい農業環境に対応していくのかどうか。その在任特例を使うのが2年ということになるかと思うので、そのところ2点お伺いしたいと思います。

経済部会

経済部会からご説明申し上げます。

まず1点目、任期のところでございますが、お手元の参考資料のところ、現況の比較のところに任期を記載させていただいておりまして、任期3年とございますが、その下に平成28年9月25日から平成31年9月24日までと、これが小田原市の農業委員の任期でございます。その右側にございます、ほとんど1週間ほどしか変わらないのですが、南足柄市につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日ということになります。そうしますと、若干1週間ほどの違いという状況でございます。

2点目ですが、実際に、これまで農業委員が26人、農地最適化推進委員がトータルで22名おりまして、そちらで進めながら、その後、任期満了後に農業委員が19人になるのに合わせまして、農地利用最適化推進委員を29人とし、それぞれの地区割りの中で仕事をしていただくということで、それ以前につきましては、もちろん農業委員等にも協力を得ていくということで対処していきたいと考えております。

今村委員

合併時の状況が合わせて48名で、農業関係の諸問題に取り組んでいく。特例措置期間後は、19名と29名となって同じ人数48名で取り組むことによって、課題解決ができるということでいいですよね。最初の説明が非常に不適切で、農業委員の方で余った方が7名いて、その方が農地利用最適化推進委員になっていくというようなご説明がありました。そういう理解ではなくて、全体として、この48名の人数で取り組んでいく、農業環境を整えていくという理解でよろしいでしょうか。

経済部会

経済部会からお答えいたします。

基本的に、今村委員ご指摘のとおりでございます。地区を回って、農地の利用状況を把握したりとか、農家の方と直接お話を考えて考

方を確認したりという、そういう仕事はこの農地利用最適化推進委員の主な仕事でございます。委員の上限は34人ということになっておりますけれども、ここはやはり行革という、もう1つの視点がございますので、当面はこの考え方、農地利用最適化推進委員の方の数を多くして、課題解決にあたっていきたいと考えています。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

それでは、ご質疑も尽きたようでございますので、「協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

委員

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます

時間も経過しておりますが、もう1つだけやらせていただきたいと思います。

次に、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて①」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」をご覧ください。

協議第19号は、「特別職職員の身分の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

特別職職員の身分の取扱いに係る調整方針といたしましては、「南足柄市の特別職職員（議会議員、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を除く）は、合併の日の前日をもって失職するものとする」ということと、「合併後の特別職職員の任用に当たっては、合併後の市政が円滑かつ一体的に運営されるよう留意するものとする」としております。

この調整理由といたしましては、1については、合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」と想定を置いたことから、南足柄市の法人格の消滅に伴い、自動的に同市の特別職職員は失職する、ということになります。これに加えて留意すべき事

項として、合併後の市政を円滑かつ一体的に運営するために、市域全体の状況が適切に把握されるように、つまり、特別職職員は地域的な偏りがないように任用することが適当であることを付記するものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

特別職の内、常勤特別職及び行政委員会の委員について、現状と合併後の変化についてまとめたものでございます。常勤の特別職につきましては、市長、副市長及び教育長の両市の定員の合計は現状では7名ですが、合併後は4名とするものでございます。次に、行政委員会の委員につきましては、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の両市の定員の合計は現状で31名ですが、合併後は17名とするものでございます。なお、南足柄市の公平委員会委員につきましては、公平委員会の事務を神奈川県に委託されておりましたため、現状、特別職職員がおりません。

なお、ここに示す常勤特別職と行政委員会の委員以外の附属機関委員、消防団員などの特別職職員の身分の取扱いにつきましては、次回の第5回会議で協議していただこうと考えているところでございます。本日は、そうしたことから、常勤特別職と行政委員会の委員につきまして、お諮りするところでございます。

以上をもちまして「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて①」の説明でございました。ご意見、ご質問等ある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特にご質疑等ないようでございますので、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて①」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

委員

＜異議なしの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

それでは、開会から1時間40分以上経過しておりますので、こ

ここで休憩をとらせていただきたいと思います。再開は少々短いかも知れませんが、午後3時20分でお願いいたします。

<暫時休憩>

加藤会長

それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきます。
では、休憩前に引き続き、協議事項の審議を進めてまいります。
「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」を説明させていただきます。

説明に入る前に、資料の訂正をお願いしたいところが2か所ありますのでよろしくお願ひいたします。まず、別紙の調整方針（案）一覧、A3で折り込みになっていますが、こちらの3ページ下段「市営ヴエルミ立体駐車場使用料」ですが、こちらの現況欄の南足柄市の欄のところですが、この中の中段、定期駐車（大口）の30台・1月につきのところが「15,000円」となっておりますが、桁が1つ違いまして「150,000円」に訂正をお願いいたします。同じくその下の50台の部分も「17,500円」のところを、「175,000円」に訂正をお願いいたします。さらに、別添の冊子の形の資料で「施設使用料等料金表」がついてございます。こちらの目次の裏面、下から4番目の「水道利用過入金 減免の係る比較調書」ですが、超過の「過」を加える「加」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、お手元の資料「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第20号は、「使用料等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものでございます。

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針としては、「施設使用料については、原則として現行のとおり（合併時までに改正があった場合はその料金）とする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料については、一部統合するなど調整する」としてございます。「その他の使用料等については、原則として合併時に統合したものとなるよう調整する。ただし、急激な住民負担の増加が生じる場合等には、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める」としてございます。

調整理由といたしまして、施設使用料については、各施設の状況に応じて定めているためとしております。その他の使用料等のうち、料金等に差異のあるものについては、合併後の市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り適正な料金体系に再編することが適当であるためとしてございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙は、1ページから5ページまでが「施設使用料等」、6ページから7ページ中段までが「その他の使用料のうち行政財産の目的外使用に係る使用料等」、7ページ中段から最終15ページまでが「その他の使用料」として保険料、保育料、上下水道料金、負担金、と分野ごとに調整方針をまとめたものでございます。それぞれの分類の中で、さらに「現行どおりとするもの」、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな実施水準に再編するもの」、「廃止するもの」と調整方針ごとにまとめてございます。なお、一覧中の「別添資料参照」とあるものにつきましては、別添資料「施設使用料等料金表」をご参照ください。

主な調整（案）について、説明させていただきます。

まず、施設使用料等のうち、1ページの「おだわら市民交流センター利用料」から5ページ上段の「市営住宅駐車場使用料」までの31件につきましては、幹事会等における調整により、合併時は「現行どおりとする」として整理したものでございます。このうち両市民の負担に影響が及ぶもの等について説明させていただきます。1ページ中段「夜間照明使用料」につきましては、学校のグラウンド等を夜間に使用する際の照明器具の使用料を徴収するものでありますが、調整案としては、合併時は現行どおりとするものの、施設ごとに照明の数等に差異があるなどの実態があることから、将来的には照度等を考慮しながら一定の基準で統一を図ることが必要であるとしてございます。

2ページ下段の「障害児通園施設使用料」につきましては、障害児発達支援事業所を利用する際の使用料でございますが、両市の施設では放課後等デイサービスの実施の有無の違いがあることから、合併後にこのサービスの取扱いについて検討することが必要としてございます。

4ページ下段の「地域センター使用料・コミュニティセンター使用料」から5ページ上段の「市営住宅駐車場使用料」までの4件につきましては、いずれも使用料は現行どおりとするものの、減額・免除規定について両市で差異があるため、見直しを図るとしておりま

す。

次に、5ページ中段「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものの内、「郷土文化館観覧料・郷土資料館入館料」につきましては、現況では常設展示について、小田原市が無料、南足柄市では有料となっているところを、博物館法の趣旨を勘案し、小田原市と同じ方式の無料とする調整案となっておりまして、南足柄市郷土資料館の利用者の増加に繋がることが期待されます。

次に、同じページの下段の「廃止するもの」の内、「学校体育館使用料」につきましては、現在、南足柄市では学校体育館を使用する際には、使用料を徴収しておりますが、これを小田原市に合わせて無料とする調整案となっております。

次に、「その他の使用料」に係る調整案の内、主なものについて説明させていただきますので、6ページをご覧ください。6ページ中段の「小田原市の事務処理方式を適用するもの」としたもの内の「普通財産の貸付」及び「行政財産の目的外使用料」につきましては、件数と歳入額が多い小田原市の方式を適用することとしておりますが、結果として南足柄市域の財産の使用料が増額となることを踏まえ、激変緩和策として合併後3年間で段階的に統合するものとしてございます。

7ページ上段の「市営住宅占用料」につきましては、火災等の、り災者が一時的に市営住宅を使用する際の使用料を徴収するものであります。現在、南足柄市にはこうした制度は設けられておりませんが、調整案では小田原市の方式を合併後の市に適用することとしてございます。

次に、「新たな実施水準に再編するもの」の内、7ページ中段の「道路、河川、水路の占用料」につきましては、現況では両市の水準が異なっておりますが、調整案では他市の状況等を勘案し、神奈川県の単価を準用したものに再編することとしてございます。

8ページ上段の「国民健康保険料(税)」につきましては、国が「保険税」から「保険料」への移行を推奨していることから「保険料」で統一しようとするものでございます。同じ8ページ下段の「介護保険料」につきましては、合併後は新たな保険料水準を設定するとの調整案としておりますが、合併の時期として想定を置いている平成32年度は、保険料等について3年ごとに定める介護保険事業計画の第7期、これは平成30年から32年度までのものですが、これの最終年度となることから、仮に年度途中の合併となる場合には、当該年度のみ予め小田原市で定めた保険料となることも合併の時期

によっては、起こり得るということでございます。なお、資料の公開にあたっては、この旨を追記し、それをもって公式資料とさせていただきますので、ご承知おきをお願いいたします。

9ページ上段の「延長保育料」につきましては、現況では南足柄市の方が利用者の負担額が高い水準でございますが、これを小田原市の水準に引き下げるという調整案になってございます。同じページ中段の「保育料」につきましては、部分的に両市の水準を適用し、国の基準に合わせていくこととしておりますが、結果として利用者の負担増となるため、保育所整備など待機児童対策を進めることとしております。「市立幼稚園保育料・入園料」につきましては、南足柄市で徴収している入園料を廃止することにより保護者の負担を軽減する一方、保育料は子ども子育て支援新制度に基づき、国が示している徴収方式に合わせるという調整案としており、結果として南足柄市の保護者にとっては負担増となるため、新制度の周知を図り理解を求めていくものとしております。同じページの下段の「下水道使用料」につきましては、現況では両市に大きな差があることを踏まえまして、合併時はそれぞれ現行の料金とし、合併後3年を目途に、合併後の市の経営状況を精査し、適正な下水道使用料を決定しようとするものでございます。

10ページ上段の「水道料金」につきましては、「下水道使用料」と同様に現況で両市に大きな差があることを踏まえまして、合併時はそれぞれ現行の料金といたしますが、合併後の市における施設整備計画等を策定するなどして、合併後3年までの間に、料金改定を行うとしてございます。

11ページ上段の「下水道事業受益者負担金」については、公共下水道が整備された区域の土地所有者が負担するものでございますが、負担金単価は両市の地域性を踏まえ現行の単価を適用するとともに、収納事務の効率化を図るために、小田原市で実施しております一括納付の報奨制度を適用するものとしております。

13ページ上段の「放課後児童健全育成事業に関する負担金」につきましては、放課後に保護者が不在の家庭の児童の健全育成を図ることを目的として実施している放課後児童クラブの利用者負担金を徴収するものでございます。小田原市の水準に合わせる調整案により、南足柄市の保護者の負担は軽減されることとなります。同じページ中段以下、「肺がん検診」以下の各種検診負担金につきましては、受診環境を改善するなどのため、新たな実施水準に再編するものでございます。

最後に14ページ下段、「家族介護用品支給事業利用者負担金」につきましては、利用者負担を伴わない小田原市の方針を適用することにより、南足柄市民の負担を廃止するものでございます。

以上をもちまして「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」の説明を終わらせていただきます。なお、各種手数料につきましては、次の第5回会議でご協議していただく予定でございます。その部分を踏まえまして、ご協議をよろしくお願ひいたします。

加藤会長

「協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて」説明が終わりました。内容は多岐に亘っておりますが、それぞれ関係する両市の部局等で構成する作業チームの方で調整案を策定し、まとめたものでございます。時間もありますので、どうぞ細かいことも含めてのご意見、ご質問等いただきたいと思いますので、ある方は挙手をお願いいたします。

鈴木委員、お願ひいたします。

鈴木委員

各論ではないのですが、ちょっと私この議論が分からなくなってきたてしまったのですが、ここにいろいろな施設や、いわゆる行政サービスの価格についてのお話がありますが、その前に、この施設をどうするのかという議論があつてしかるべきではないかと思うのです。普通ですと、2つ同じような施設があると、絶対1つは残しましょう、これは2つを1つにできるんじゃないかな。まず、そういう見直しをされた後、じゃあそれをいくらで貸しましょうかとか、そのような議論になるべきなのではないかなと思うのですが。この協議会は、あくまでも仮定の、仮説のシミュレーションを作り上げる、だからとりあえずは今ある施設、あるいはサービスは残したまま、とりあえずこのくらいの価格にしましょうということを1回作りましょう、ということなら分かるのですが、ここで例えば私たちが、この使用料、手数料についてオッケーとした場合に、それが、この施設がそのまま最終的に残るとこの価格でいきます、ということについての承認をしたという風にはなかなかならないのではないかと思うのですが、ちょっとその辺の議論の仕方が分からなくなってしまったので、ご教示願えますでしょうか。繰り返しますけれども、こういう施設あるいはサービスについて、まずはそれが今後も必要なのかどうかという議論を先にやって、残すのであれば、じゃあいくらの設定にしましょうかという、そういう議論になるのではない

かという風に思います。もちろん、幹事会やいろいろなところで議論されたかもしれませんし、私はそれぞれの施設・サービスの周知ですとか利用状況とか把握していないので、これ以上細かい話はできないのですけれども、確認したいと思い発言させていただきました。

加藤会長

事務方の基本的な見解を話していただきたいと思います。

村田事務局員

ただいまのご質問ですが、第3回会議でも、委員の方から類似のご質問があったわけありますが、施設の方、まさに鈴木委員のおっしゃるとおりで、機能的に重複している施設等が現実問題としてございます。そうしたものにつきましては、この1年の中で、統廃合していくとか、そうしたことについて結論づけまでいくのは現実的には難しいだろうという風に考えております。しかしながら、この分野の施設については、重複も含めてこういう課題がありますよというような整理は、この1年の中でさせていただいて、ご提示させていただくということは考えております。よって、ここでの使用料、これは現時点で、あくまでも現在ある施設の使用料等について、この時点においての調整という形になりますので、この施設が存続する場合は、合併時こういう形でやっていくという形になります。今後の議論の中で、施設の統廃合をこの1年の中で結論を得るということは難しいと思っておりますが、その後、合併に至るまでの準備期間なり、合併後も含めてですけれども、そこで整理されていく場合に、この協議を認めたからといって、そこに何か縛りがかかるということではございません。それはもう少し先の議論となってきますけれども、そちらでの取扱いになってくるという風にご理解いただければと思います。

鈴木委員

ありがとうございます。そうしますと、あくまでも我々の議論は、仮定の話、今あるものはとりあえずそのままにしておきますよということで、このプランを作り上げていくということになりますが、そうしますと、本来的に、この合併の話はいわゆる行財政改革だという風に伺っておりますので、どこでどうやって行財政改革をするのでしょうか。今あるものをそのまま残して、値段はプラスかマイナスか分かりませんけれども、それでどこで今までかかっているものをカットして、より効率よくしていくのかという議論そのものを、

協議会の中でしないといけないんじやないかという風に思います。今のお話の中では、それはその後しますということであれば、私たちがここで作り上げていくモデルというのは、あまり意味がないのではないかという気もしてしまうのですが、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

村田事務局員

行革効果をどこで出していくのかというお話ですが、施設の統廃合などハード系のところ、もちろんそこにつきましては統廃合等の整理がついていけば、行革効果が非常に大きいということ、これは十二分に承知してございます。しかしながら、現実的な問題として、それぞれの施設を持っている中で、機能の重複等も含めて先程お話ししましたとおり、ここの部分は少し整理をしていかないといけない、もしくは検討していかないといけないというようなところまでは整理がつくと考えておりますけれども、最終的に結論づけまではなかなかこの1年の中では難しいという風に考えているところでございます。その先、そのまま置いておくということではなくて、合併に至る場合は、それまでの準備期間なり、ものによっては合併後ということもあるかもしれませんけれども、その辺りはしっかりと、どのように扱っていくのかということは、改めてという形で整理することになります。時間的な部分で難しいところでございます。しかしながら、行革効果はしっかりと出していくというのが目的でございますので、ハードのところは自ずと結論づくものは別といたしまして、それ以外の部分、いわゆる事業の実施手法であったりとか水準であったりとか、あとは人件費、職員の配置の問題であったりとか、そうしたところから、しっかりと行革効果をまずは出していくと、その上で施設につきましては改めての検討ということで、言うならば上乗せ分、プラスアルファという捉え方をしていければという風に思っているところでございますので、ご理解いただければと思います。

鈴木委員

すみません、理解できません。例えば、職員さんの配置をどうするかとかいうことはできるけれど、ハードの話はできないというご説明が十分理解できません。結局そうしますと、私たち、皆さん集まっていろいろな議論をして作る、1つの合併のあるべき姿、モデルというものが非常に中途半端になってしまうのではという懸念があります。やはり私たちはせっかく声をかけていただいて集まつたのですから、それをこれから両市民の方にお示しをしていくことに

なると思うので、そういう意味ではもう少し頑張っていかないといけないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。お考えのことは非常によく分かります。今回、今日を皮切りに、特別職や施設使用料の取扱い等について議論が始まっていますけれども、まだ今日のこの議論は入っていないませんが、私どものスタンスとしては、例えば地域の皆様方が使う公共施設の統廃合ひとつとっても、これは大変な情報の提供等、デイスカッションのプロセスを経なければ成就しないことがあって、そういったものがこれからたくさん出てまいります。したがって、この協議第20号については、使用料でありますけれども、後程出てくるB Cもそうですし、これから出てくるAランクの議論も、そういう非常に重たいプロセスを経ないと最終的な決定に至らないものが多岐に亘って出てきます。そういった中で、今日この場で皆さん方にそれを一つ一つ、住民の皆様の気持ちや個別の事情をすべて了解して、この場で、短時間で議論をいただくということは、これは物理的に不可能であるということは以前も申し上げました。ただ、だからといってそのことを先送りするということではなくて、その議論は、特に重要なものについては、私はこの協議会の議論の中でできる限り俎上に上げて、少なくとも議論を加えるべきであると思っています。したがって、ある程度、実務的な部分でこれはこうと捌けるものは捌きながら、重要なボリュームのある議論を相互理解を深めた上で、少し踏み込まなくてはいけない議論については、少しその積み残しをして時間をとって議論をするような場を設けていきたいと、私は思っています。おそらく、今日始まっていく使用料の中でもそういった点はいくつか出てきますので、具体に見ながら、その辺りは少し残して、あとで時間をかけて議論をしたい。また、任意協議会が終わった段階での結論の中で、その咀嚼もおそらく十分にはできないかもしれません、ただ大きな意味で、小田原市と南足柄市が1つになるとしたら、こういう形で個別の事業は突合して繋ぎ合わせていきますよ、ただ繋ぎ合わせるけれども、それがベストではなくて、その先にさらに踏み込んだ行革の取組を進めいくことが必ず必要になってまいりますので、そういう意味では、この後結論がどうなるか分かりませんが、その結論に至った後の作業の中にも、鈴木委員ご提言の議論は当然出てくると思っています。ですから、この極めて短時間の中で一つ一つのことに本質的な、根本的なものを導き出すのは難しいのですが、少しその辺は議論にメ

りハリをつけながら、少し立ち入った議論をしなければいけないものについては少し後に残して、議論する時間をとっていく、そのような配慮をしていきたいと思っております。

鈴木委員

ありがとうございます。会長のお話はよく分かるのですが、時間が長くなるので最後にしますけど、我々が作っていく1つのモデルというのは、もちろん最終的なものではありませんし、これで市民の皆さんどうですか、これで納得してくださいというものを作るのではないと思うのです、私たちの仕事というのは。るべき姿をやるんだと思うのです。それは、もしかしたら多くの市民の方から反対されるかもしれません。反発を受けるかもしれませんけど、これをやらないとだめなんじゃないですかというものを、我々が多分作るんだと思って、私はここに座っているわけです。ですから、会長がおっしゃるように、我々は、ある意味、一人一人の市民の方の意見は全く聞いていないわけですけど、我々の知見の中で、やはり2つの市が1つになるのであれば、こういう姿であるべきなのではないでしょうかというものをまずは描きましょうね、という形を持っていくって、当然その中に施設についてはこうしましょうというのも入ってくると、私は思っています。それはもちろん最終案ではありません。それは、1つの我々が考える捌きであって、それをベースにして、これからいろいろと市民の方たちと意見交換を含めてやっていく中で、これはやはり2つが1つにならないよね、2つをそれぞれ残しましょうという形になっていくって、最終的に、現実の合併ができると思うんですね。そういうプロセスを考えていった時に、今会長からご説明があったプロセスと、私が頭で描いていたものはずれているなと思いましたので、発言させていただきました。

加藤会長

鈴木委員から、特に施設のあり方等についてのご提起だと思いますけれども、おそらくこれから次回以降の協議の中で、具体的の施設の取扱いについての議論が出てまいります。そういう中で、最終的にどの施設をどういう風にするかというところまで協議がいくかどうかは、今の段階では私も掴めておりませんけれども、少なくとも総論として、その重なり合う機能を持った施設の取扱い等をどうするかということの議論までは、この場でやはり皆様方にご意見をいただくようだと思っております。おそらくそういった協議を積み重ねていって、最終的にそれが行財政改革の効果としてどういう風になっていくかというのが、ある程度数字の仮説として出てきますけ

れども、それに対して、もっと見込まなければいけないのではないかとか、その時点でもう少し議論を呼び戻して、また詰めていくようなことも、このプロセスの中で必要になってくるかなと思います。いずれにしても、そういう問題意識を持っておりますので、時間の許す限り、ここの協議の中で議論に入っていたい、消化しきれなくともぜひとも提起はしていただき、最終的な結論に繋げていただければという風に思います。

鈴木委員

ありがとうございます。

加藤会長

では、安藤委員、どうぞ。

安藤委員

実は私も鈴木委員と全く同じ考え方を持っていまして、この議題につきまして冒頭、先に使用料、手数料という議論ではなくて、当然これは一番市民が関心をもつテーマ、合併については一般的な市民の感覚は、こういった問題に关心を持つと思うのです。当然今までの、言葉は悪いですが、箱物的なものが両市にはたくさんある。これにつきましては、十分議論をしてきたんでしょうけども、本当に合併して、こういった施設が今後必要かということについて、施設の規模なり将来的のあり方を協議しないと、いきなり使用料、手数料だけを先に議論するというやり方は、まさに順序逆だろうと。まずは、施設が将来的な中心市になった場合にどのような機能を持ち、多少は人口の問題やら、地域経済の変化を踏まえて、場合によったら、施設の統廃合も必要だろうということをしっかりと市民にお示しをして、市民にもその痛みを分かっていただくということをしていかないと、その後に協議しましょうといつても、正直言って、こういった時でないとなかなか施設について抜本的な見直しもできないと思います。私は、採決をとって全員の賛成というわけにはいかないであろうと、まずは施設の規模なり将来のあり方というものをお示しいただくことが、第一ではないかと思います。

加藤会長

鈴木委員にお話ししたことと同じようなお話になってしまいますが、個別の施設なりということのあり方の説明自体で、非常に膨大な資料と説明の時間を要します。今回、まず我々としてやっていこうという風にご提起申し上げているのは、2つの市の事務事業を繋げていく場合に、どういう考え方をしていったらいいかというこ

とをまずは議論していただきます。そのこと自体が、そもそもどうなのかということの本質論も当然ありますので、それについては、最終的な議論の中でしっかりとメリハリのある議論をしたうえで、結論づけていくということが必要だと思います。

事務局、何かありますか。

林事務局長

施設の統廃合について、今いろいろとご意見が出たところでございますが、今回この使用料等を出させていただいたのは、当然合併まではそれぞれの自治体ごとに施設の運営をし、一定の使用料、ですから合併した段階ではそれぞれの施設は存続するというのが当然のことだと思います。過去の合併例においても、合併した後に、例えば、同じ機能を持つ施設においても、その利用状況でありますとか、2つを1つに本当に利用状況が充足できるのか、そういうふたものも十分検証した上で、施設の統廃合というのは、多少時間をかけて考えていかなければならない。合併時に直ちに2つある施設が1つ消滅するということでは決してないわけでございますので、例えばその後の一方の施設の利用方法等も含めた上で、施設の利用についてはやはり合併後、一定の時間をかけて検証していくこともあります。

加藤会長

今村委員、どうぞ。

今村委員

今、鈴木委員、安藤委員の方からありましたけれど、まず一番課題になるべき、この公共施設の問題については、考え方を示すということは分かるんですが、今事務局からありましたけれど、統廃合を含めた形は、合併後の議論にするのか、この協議会の中でやれるものがあると思うんですね。そこの取捨選択をまず示すべきかなと。例えば、実際例を挙げて申し訳ないのですが、清掃工場が両方にあります。両方とも老朽化が著しいです。こうしたものを作り合併まで両市でやっていく方が効率的なのか、それとも、今小田原市が延命ということで3基の改修をしようとしていますが、これに例えば南足柄市さんが協力することによって、1つに統合していく、これが全体として行政改革になる。こういった議論ぐらいは、この協議会でやるべきだと思うんですよ。現実に2つあるものなんだから。そこは、事務局、会長、副会長の方でその辺を検討していただきたいと思います。

1つ提案があるのですが、これだけ膨大な資料、今回これも一部ですよね。これが、毎回この量が出てきて一番感じることは、市民がこれを見て分かるのかなと。一番ご提案したいのは、小田原市も南足柄市もこのまま単独で進めていった場合に、例えば水道料金はこういう風になっていきますよ、合併した場合はこうなるんですよと、こういったものを示さないと、いくらこの感情論抜きで冷静に両市が合併した形を市民に評価してもらおうという意図は分かりますが、あまりにもこの事業数を正しく理解するというのは非常に難しい。そういう意味では、水道料金や下水道料金なんかは分かりやすいですよね。南足柄市さんが単独でこれから進めていった場合に、10年後くらいにこのくらいの料金体系になる。ところが合併した場合にはこのくらいの料金体系になると。小田原市も同じですね。そういった、ゴールの中でどう市民に示すのか、この辺をそろそろ意識した資料づくりというのを、少ししていただけないかなと、これが2点目です。

3点目はちょっと具体的な話ですが、その水道料金と下水道料金、両市非常に差がありますよね。調整内容の考え方というのは、3年後に小田原市に合わせるとか、協議するとか決めるというような方向になってきていますよね。使用料とかこういったものは、結局合併した時はとりあえず激変緩和でそのまで、何年間かでありますり合わせていこうと、これは基本的な考え方だと思うんです。そこは理解していますが、ただ、水道料金、下水道料金は結構大きいんですね、差が。各家庭で差が大きくて、例えばこれを3年後に小田原市の料金に合わせるとなった場合に、南足柄市的一般家庭の負担が非常に大きくなると思うんですね。そうであれば、逆にこの3年間で段階的にすり合わせていくとか、こういった議論が事業をすり合わせる部会とか分科会で出なかったのでしょうか、そこを聞きたいです。

加藤会長

私からまず、先の2点ですね。1点目の、特に重要な案件等については少し踏み込んだ議論をするべきではないかというのはおっしゃるとおりです。それは、先程鈴木委員にもそういった観点で申し上げたわけであって、安藤委員の趣旨もおそらくそういうことではなかろうかと思います。すべてを一つ一つやっていくのは難しいですが、中でもやはり関心の高い、重要なことはありますので、それについては事務事業の調整の仕方だけでは済まない、そもそも議論が当然ありますので、それについては議論する時間を持っていくという風に考えております。

2つ目の市民への説明はまさにそのとおりで、これは、南足柄市の加藤市長が皆様方へも言わわれているとおり、実際に、両市のサービスがどういう状況で、1つにするとなるとどういうプロセスを必要とするかということについては、やはり特に市民の皆様方の理解や関心の高いものについては、今後のさまざまな情報を出していく中で、モデル的に示していきながら、ご理解と言いますか認識を深めていただくことが必要だと思っています。

3点目については、各部会からお願ひします。

水道部会

水道部会から、お答えさせていただきます。

合併に伴う水道料金につきましては、本来、合併と同時に新たな料金として統一することが望まれますが、料金設定の根拠となる各種計画、特に施設計画等、これらの策定には慎重な検討を要することから、相当の期間が見込まれます。このため、料金の統一というのは、合併後3年までに時間をかけて行うこととしたものです。それまでの間については、暫定的に現行の料金を据え置いたままにする。そしてその3年後の料金については、おっしゃるとおりかなりの格差、大きな幅になってしまふ可能性もありますが、そこで調整というのは、新料金を設定するに際して、その料金自体がどうなるのか、今の時点では未定ですので、その料金をどう設定していくかの中で必要があればその経過措置というのは考えていくべきものです。今現在ここで決めたのは、3年後までに新しい料金を作っていくましょうということ、そしてそれまでの間、合併した直後、約3年後に新しい料金ができるまでの間をどうするかということを議論してきたところでございます。

下水道部会

下水道部会からお答えします。

下水道部会も水道と同様なのですが、確かに南足柄市と小田原市とでは1.5倍程の格差があります。これは、下水道事業を小田原市は早くから取り組んでおりまして、昭和34年くらいからやっております。南足柄市の場合は遅れておりまして、20年くらいの差があり、昭和52年くらいから着手しているということがあります。元々、小田原市の場合は処理場を持っていました。今は流域下水道に編入しましたけれども、そういうことで、整備のレベルが違ったりとか管の新しさが違ったりとかがありまして、あとは普及率も違いますので、これが合併後の市になった時に、どういった下水道整備をしていくかということを考えたうえで、それに対して直近の3

年5年の間に、どのくらいの経費がかかるからということで料金を決めていくことを考えておりますので、まずは合併した段階での新しい計画を作つて、それに基づいた料金設定を審議会にもお諮りしながら決めていくということです。激変緩和につきましては、新しい料金が決まった段階で、水道と同じように考えていきたいと思います。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

井上委員

確認させていただきたいのですが、今、いろいろな細かいことが出ています。協議会の第7回会議までにいろいろ決めていただいて、そこまでにいろいろな情報を事務局の方から出していただいている状況だと思うので、私の方も、初めてこういう資料をいただいたところで、こんなに差があるのかとか、そういうことで問題意識を持っているような状況です。第7回以降には、先程来、各委員から出されている今後の両市がどのような形になるかということが、いろいろ材料が出た後で、大きい方針、例えば公共施設を統廃合していく、どういうような形でやっていきましょうかというのが、その先に出てくるものだと承知しているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

林事務局長

井上委員の方から、今後の両市をどういう姿にしていくのかという部分で、今回からいわゆる各論の部分、さまざまな事務事業調整の結果というものをお示しし、協議の俎上に乗せ始めております。今後、協議の中では施設に関連する、施設の運営事業でありますとか、あるいは諸々の事務事業調整の結果というものを皆さんにご審議いただく中で、ジグソーパズルのピースが1つずつ埋まっていく中で、全体の姿というのがぼんやりとだとは思いますが、浮かんでくると思います。2市全体を今後どうするのかというのは、そういった個々の事務事業調整の結果、またそういった結果を踏まえた中で、全体としての将来のあり方をどうしていくのか。これは施設の統廃合の一定の考え方も含めてですけれども、まちづくり計画等の一定のまとまりをもった形で、こちらの会議の俎上にお示しする中で、いわゆる将来のあり方、まちの姿というものは、皆さんで後半の協議会の部分でご議論をいただく場になってこようかという風に思っているところでございます。

井上委員

ありがとうございました。

加藤会長

では、小野委員どうぞ。

小野委員

施設のあり方についていろいろお話をありました。その統廃合を見直しするということの重要性については敢えて私から言うことはありませんが、既存の施設だけでなく、今まさにタイミングとして一番大事な、市民会館ですね。小田原の加藤市長さんにしますと、重大施策の1つとして計画が進められておりますけど、合併した後の25万の市民に、市民会館が2つ必要なのかどうか。市民会館というのは市民が利用する施設の中で最大規模のお金のかかる施設ですし、それに維持管理も結構かかるということを考えますと、市民会館は2つ必要なのかどうかというのも、行革という意味で言いますと、極めて大事な論点になるのかなと思っております。小田原市の方で進めている事業に、なかなかストップというわけにはいかないと思いますけれども、ただ合併を目指すということになれば、市民会館が2つ必要なのかどうかという議論はこの場であってもよろしいのかなということで、施設の見直しの中で既存のものだけではなく、今進めている市民会館そのものも少し皆さんと論じ合う必要があるのかなという風に思っております。問題提起をさせていただきたいと思います。

加藤会長

ありがとうございます。

その議論もまさに先程来、ご指摘いただいているテーマの中の、ある意味重要な部分だと思います。何度も申し上げておりますが、今回特にこの使用料をお示ししておりますのは、2つの市の事業を個別に突合していく時に、どういう形であればその突合ができるのかということの案を、それぞれ示しております。そういった中で、そもそもその施設がということについての議論も、特にすべきテーマが具体的に見ていくといくつか出てくると思うのです。それについては、先程来、皆様にお話ししていますように、しかるべき段階できちんと一定の、協議会としての統一見解は難しいかもしれません、きちんと踏み込んだ議論をこの場でした上で取りまとめをすべきと思っております。

小野委員	よろしくお願ひします。
加藤会長	宗像委員、お願ひします。
宗像委員	<p>南足柄市 P T A 連絡協議会の宗像です。</p> <p>先程から、鈴木委員、安藤委員、今村委員から、大項目に対してお話があつて、私もそのように思っている次第なのですが、1点、子育ての世代ということで、先程13ページの方に「放課後児童健全育成事業に関する負担金」がありまして、そちらの現状で、小田原市の放課後児童健全育成事業の保育の方ですと、場所をお貸して、共働きの家庭の子どもさんが保育を受けるという形で、現状南足柄市では、N P O 法人さんに立ち会っていただいたり、あとは各保護者の団体で事業を行っていたりします。これを統一することによって、負担金が7,000円になるということで、現状で南足柄市は10,000円を超えることが多いので、これは減となってとても喜ばしいことなのですが、南足柄市の学童保育所ですと、内容について保育にかなり重点を置いていまして、放課後に児童の宿題を見たり、遠足があつたりと形態もかなり違います。1つお願ひなのですが、南足柄市の放課後児童保育所の風の子クラブさんとか、N P O さんに聞き込み、検証をぜひ行っていただいて、同じお金にするとしても、サービスをどのようにしていくかということを少し考えていただけたら、とてもありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	ありがとうございます。これは、検討した部会の方からお願ひします。
子ども・青少年部会	<p>子ども・青少年部会から、お答えいたします。</p> <p>前提は、委員からお話がありました、南足柄市と小田原市で運営されている場所、それから主体はN P O というご紹介がありましたが、小田原市の場合は、ほぼ公設という形で実施をしております。ご意見としていただきました、サービス、保育の質の部分についてですが、まずはご理解のとおり、小田原市が7,000円、南足柄市が11,000円程度の負担金ですが、これは1つのまちになる</p>

ことを目指していくうえでは、揃えていく必要がある。揃えていく上では、実施されている場所にかかっているコスト、南足柄市で言うと、民間の施設を借用して、借用料を払って、それが負担金にコストとしてかかっている、ここはまずきっちりと見直しをさせていただくというところを、部会として結論を出したところであります。ご意見のところのサービスの質の部分については、引き続き、部会としても検討させていただきたいと思います。

宗像委員

ありがとうございます。

加藤会長

ありがとうございます。

では、池田委員お願いします。

池田委員

具体的な内容で恐縮ですが、8ページの介護保険料のところなのですが、両市の基準額でざっくり6,000円の差がございます。これは、3年に一度の介護保険事業計画のタイミングで改定されていくのだと思うのですが、たまたま平成32年度が第7期の最終年度、33年度から新しい料金が第8期として適用されるようなんですが、その時に両市の6,000円の差を一挙に合わせていくというのはいかがなものかということで、できれば第8期においては激変緩和の検討をお願いしたいなという風に思っております。水道料金、下水道料金と同様に、激変緩和の措置をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。部会の方からお願いします。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えをさせていただきます。

介護保険につきましては、小田原市及び南足柄市の両市民が利用する3年間の介護・介護予防サービス全体の総額の中で、決めていくべきものでございますので、新しい計画になった時に暫定的に経過措置というのは、2市でも協議をいたしましたが、なかなか難しいのかなと思っております。平成32年度が3年間の最終年度でございますので、32年度のいつ合併するかの期日にもよりますが、その中で激変緩和を行うかどうかは、合併の施行日によりまして若干の動きはあるかと思いますけれども、あくまで3年間の全体の中で、1つの介護保険料としては決定していかざるをえないものかな

	という風に思っております。
加藤会長	水道、下水道については、先程基本的な考え方の答弁をしましたけれども、そちらはよろしいですかね。
池田委員	難しいのであれば、もう少し自分なりに考えてみたいと思います。別の話なのですが、添付されている資料「施設使用料等料金表」の65ページに、市立幼稚園の保育料の案が出ていますが、調整案の中の5段階の区分がありまして、C2とC3の所得割額の間の金額設定がないように思うのですが、要は211, 201円以上から281, 200円までの世帯の案が欠けているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
村田事務局員	事務局からお答えいたします。申し訳ございません。そのご指摘のところは、資料の記述ミスでございます。C3の部分が、211, 201円以上の世帯ということになります。281, 201円のところが、211, 201円の誤りでございます。
池田委員	そうであれば、分かりました。ずいぶん差があるなと思いましたので。
加藤会長	大村委員、どうぞ。
大村委員	先程、小野委員から質問がありました、施設の統廃合等も含めた形で議論すべきではないかというお話で、会長から、任意協議会でそういった重要な案件も触れていくべきというお答えがありました。その前の鈴木委員と安藤委員からの質問も、そういった思いも込めたような質問だったのではなかろうかと私は解釈していますが、具体的に、先程小野委員が質問されたようなその協議は、具体的に協議会の何回目くらいから、そういった議論ができると想定しているのか、前回、資料2として、協議の想定スケジュールがありましたけど、この中の何回目辺りでと考えていらっしゃるのか質問します。
松岡副事務局長	この後、報告事項の中にも実はあるのですが、本日、市民ホール（芸術文化創造センター）整備事業という形で、Bランクの中で協

議をした結果として報告をさせていただく予定となっております。また、先程今村委員からもご指摘のありました清掃工場の関係につきましては、本日は何回という形ではっきり申し上げられませんが、その辺りの考え方について、この協議会の中では報告をさせていただくというような形になっております。施設の中でも、この中で整理できるもの、また、将来的な部分の課題として方向を示すものという形で、どうしても切り分けは出てしまうことはご理解いただければと思います。

大村委員

少なくとも、予備を入れた10回を予定していますけど、その中で協議は行うという解釈でよろしいですね。

村田事務局員

おっしゃるとおりでございます。

加藤会長

その他、いかがでしょうか。

ここで議論の整理をさせていただきたいのですが、何度が申し上げているとおりではありますが、今日は、両市の公共施設等の使用料に関する突合をする場合に、どういう形であれば調整ができるか、どういう水準に揃えればいいかということの案を、個別の案件ごとに提示してございます。それについては、これも先程来申し上げておりますように、そもそもその施設をどうするかといった議論については、これはまた別途の議論の枠組みを設けないといけないということの中で、今、大村委員からご指摘があったように、別途の話の中で積み残しの課題として、やはりしっかりと取り上げるべきだということで整理をさせていただきたいと思っております。そういう観点で、今日の段階では、今日ここに、そうは言ってもボリュームはあるわけですけれども、それぞれの個別の使用料等の調整状況について具体にご指摘いただけることがあれば、ぜひいただいて、調整案についてのご意見をお出しitいただきたいと思います。

加藤委員、どうぞ。

加藤洋一委員

今、大村委員がもしかして質問されたかもしれません、これは協議事項になっていますよね。前のように、会長から質疑が終わつた後、これでよろしいでしょうか、これで決定しましたということは今日はやらないと、そういう考え方ですか。これは、このままもし質疑がなければ、この案のとおり決定しますということですか。

加藤会長

要は、協議の調整の案としては、この形でこの後の議論に進んでいくという形になりますので、これで決定というか、議論を進めていく中での1つの前提としては、これで一先ず案として置くということで、それはそれで協議案として決定することになります。

加藤洋一委員

ということは、この協議第20号についてはまだ議論をする時間とか日があると、そういう理解でよろしいですか。

加藤会長

事務局に補足があればしてもらいますが、両市の公共施設等の使用料についての調整案としては、こういう形でどうかということを、今回ご提示をしております。基本的に、この突合の仕方をベースとしてこの辺りの議論を進めていきますけれども、先程来お話しているように、個別の施設そのものをどうするかということはまたこの協議会とは別の話になりますので、それについては最終的に新市まちづくり計画等の中身に入っていく前の段階で、別途機会を設けて、それについては議論をしていこうということで、今必要な調整をしてもらったところでございます。

加藤洋一委員

今日の次第を見させていただくと、使用料、手数料等の取扱いについて①というものになっているので、それがちょっと分かりづらいんですけど、①というのはどういう意味なのか。次の会議以降には別の部会の手数料が出てくるのか、それともこれをやるのか。①の意味が分からぬので、説明をお願いします。

加藤会長

これは事務局、お願いします。

村田事務局員

分かりにくくて申し訳ございません。先程から説明の中でも少し触れさせてはいただいているけれども、次第の中の①の意味合いは、これは分量が多いということと、幹事会以下の協議の進捗状況を踏まえておりますので、ボリュームの問題も含めまして、分割して協議するという意味であります。同じ案件を複数回協議するということではなくて、1つの協議案として、使用料、手数料等というカテゴリーは1つですけれども、その中の対象とするものが都度都度違うという整理の仕方でございますので、あくまでも、本日お諮

りしているものにつきましては、本日の中で整理させていただく。ものによって、一部、今日の中で取扱いが定まらないものがあれば、それは次に持ち越しということはあると思いますが、全体を持ち越すということではなくて、この中で特定のものがあれば、それはそれとして持ち越しをしていただくような整理をしていただければと思っているところでございます。

もう1点ですが、施設関係のお話が出てございます。この後、B Cランクのご報告をさせていただきますが、本日報告させていただく中で、先程も触れましたように小田原市の市民ホール関係と南足柄市の文化会館関係、運営事業等の部分がB Cランクとして出てまいります。ですので、その部分でご議論いただくという部分もありますし、先程来、会長が申し上げているとおり、新市まちづくり計画の議論の中で整理していくという考え方もあると思いますが、そのところはどう扱っていくのかというのを整理させていただく必要はあると思います。施設については、この後B Cランクの中でも少し議論をする場というものはあるということでございます。

加藤洋一委員

ということは、やはり皆さんの質疑が終わって、会長がこの協議事項についてはこれでよろしいですかということで決まれば、ほぼこれで決まってしまうということなのですが、そこで事務局の方でもいいんですが、これの拘束力についてお聞きしたいのです。私も、先程から出ている水道料金、3年で猶予期間を設けて統合していくという話ですが、先程の宗像委員から出ました学童保育、あれは5年で小田原市方式を引き継ぐということで、3年5年という期間も出ていますよね。その拘束力ですね。そのくらいの方針でいるという考え方で受け取るのか、もうこれはこれで縛られるものなのか、その辺の拘束力についてお聞きします。

林事務局長

今回のこの任意協議というのは、あくまで合併の全体イメージを示すシミュレーションとして、それぞれの事務事業調整の結果を基に全体像を示していくというものでございます。例えば、使用料等の料金改定等については、いずれにしても、例えば水道であれば水道料金の審議会であるとかそういったものを経た上で、条例という形で議会の議決を経て、手続き上決まっていくものでございます。その経過措置等についても、当然そういった中でも、いろいろな議論がされ、条例の中に、例えば附則として位置づくというような形で具体的には施行されていくことになりますので、ここでは

両市の現段階での執行部同士が、お互いこの条件で、お互い理解しているこうという1つの取り決めということありますので、ただちに本日のこの決定をもって、これが永久的に拘束されるという主旨のものではございません。ただ、一定のシミュレーションというか、全体像を描いていく中では、今回決定していただいたものを基に、さまざまな、いわゆる2市の合併した時の姿を描く、その1つの要素になってくるという風にご理解いただければと思います。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

質疑は尽きたというべきか、いずれにしてもまた整理して確認させていただきますが、今日のこの協議第20号につきましては、ここに提示した施設使用料、あるいはその他の使用料等を、両市の現状に照らして突き合わせをして調整した場合に、こういう形で調整するのがよからうということについて、個別の案件について案を提示しているものでございます。今、事務局から、加藤委員のご質問に答えたように、これについては最終的に、この協議会の新市まちづくり計画を成す各事業のパーツの個々の要素を構成することになりますが、そのことがその先のすべてのこと、この決定をもってすべてすると、そこに繋がっていくということではなくて、あくまで協議会としてまとめていく、新市まちづくり計画の構成要素の1つになっていく。一緒にするとすれば、この事業はこういう形で調整ができるので、この部分はこうなるという前提の議論を今日はさせてもらっているということでございます。そういう意味で、今日は各分野の委員さんもいらっしゃいますので、それぞれの分野の調整案に対して、これはどうかということがあれば、ぜひご意見を賜りたいというところですが、いかがでしょうか。ちょっと全体で、議論のあり方の議論になってしまっているのですが。

では、星崎委員、お願ひします。

星崎雅司委員

個別にということで、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、子育ての関係で保育料の部分と市立保育園の入学金のところですが、別添の資料の方で62ページですが、「2号認定月額利用者負担」で国、小田原市、南足柄市の項目があって、右側に「3号認定月額利用者負担」とありますが、これは現況ということですね。次の63ページの方に調整案と書いてあるのですが、これは、小田原市の今までの制度、若干下の方に枠組みがありますが、南足柄市の制度の現況と基本的には同じ形で2制度設けるという意味合いな

のかどうかということと、その次の市立幼稚園保育料なんですが、これは先程ちょっと議論がありましたけれども、南足柄市と小田原市で随分差があるのですが、これについての調整内容の決定の考え方では、「支援制度に基づいて、国が示している徴収方式に合わせる」と書いてあるのですが、これは南足柄市にとっては相当な値上げになるのではないかと思うのです。これは、一気にこれでやってしまうということで本当にいいのでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。

では、部会の方からお願ひします。

子ども・青少年部会

子ども・青少年部会からお答えいたします。

まずは、保育園の保育料の関係ですが、63ページの表でございます。今回、基本的に、保育園料というのはそもそも、利用者の世帯の所得の状況に応じて、国が定めた水準を基に、各市町村が定めるということになっております。国の保育料が現在8階層で、62ページの一番左のところにあると思うんですけども、これに対して、小田原市が17階層、南足柄市が13階層ということでございます。そもそも小田原市と南足柄市の方で、国の第8階層にあたる所得の高い方に対する部分が、平成22年にこちらの第8階層ができたんですけども、ずっと第8階層を設定しておりませんでした。ということで、今回の見直しにあたりまして、国の基準というところを加味した最高額の新設による影響というところで、63ページの一番下の黒い枠のところがそれぞれ設定しているところでございます。また、基本的には保育料については、先程申し上げたように、小田原市が17階層、南足柄市が13階層ということで、より保護者の所得に応じたものとなるように、階層を細分化しているというところもございますので、近隣の類似の団体を見ても、大体20階層程度を設定しているということも勘案いたしまして、今回、小田原市の水準に合わせたというような表になってございます。

星崎雅司委員

この表は、小田原市の水準と合ってないと思うのですが。2つに分かれているんだと思うのですが、そういうことでいいんですか。統合しているわけではないですね。

子ども・青少年部会	62ページの左側が2号の3歳以上の表です。これに対して、下の63ページの左側が2号、やはり3歳以上の表がありますけれども。
星崎雅司委員	それは例えば、第2階層のところで、国が6,000円で、小田原市の場合は2,000円と1,900円と書いてあって、南足柄市の場合は3,000円と3,000円とあります。例えば、新しい市になったら、小田原市の基準ということで、2,000円、1,900円で統一します、ということではないということでおいいですか。
子ども・青少年部会	補足させていただきます。 この資料を作る時に、現況というところは、27年度のデータを中心に作っております。いろいろな数値等を含めまして、27年度を基準にしているわけなのですが、62ページは27年度の表とイメージしていただければ大丈夫だと思います。63ページにつきましては、もうすでに小田原市の方は、料金改定を進めていくという形の中で、表を作り直しているというところがございましたので、合併の段階ではもうすでに小田原市の改定案、63ページの保育料に改定されているという前提の元で、それに合わせていくという形になっています。分かりづらくて申し訳ございません。
星崎雅司委員	そうすると、南足柄市の人も、ここには書いてあるけれども、小田原市の案になりますよと、こういうことを言おうとされているんですか。
子ども・青少年部会	そうです。併せて、もちろん今、これから議会に予算上の提出というところもありますが、南足柄市も平成29年度に向けて、保育料の変更を予定しておりますので、この資料を作った段階と、その合併するまでの段階の中でかなり変動が想定されるというところもございます。その中では、最終的には、小田原市の保育料に合わせていくことになっています。
星崎雅司委員	そうすると、資料を作り替えた方がよろしいのではないかでしょうか。要は、小田原市の方は同じであって、南足柄市の方はいくらになるのかが分かるようにしないと、この調整案と書いてあるのは、適切ではない気がします。

子ども・青少年部会

ご意見ありがとうございます。平成29年度に向けて、南足柄市はまだ議会の方の了承もいただいておりませんので、それができた段階、4月に入りましたら、新しい表ができあがると思いますので、その形でまた出させていただくことは可能だと思います。

星崎雅司委員

再度確認しますけれども、例えば、先程読んだところは南足柄市の方は3,000円だったけれども、新しい市になると2,000円になりますよ、ということでよろしいんですか。

子ども・青少年部会

63ページの2号認定につきましては、おっしゃったとおり3,000円のところが2,000円になります。ですが、右側の3号認定のところは、4,000円だったところが3,000円に変わることとありますので、2号認定と3号認定と単価が違います。

村田事務局員

すみません、事務局の方で話に入らせていただきましたが、この63ページの表ですが、それぞれ2号3号いずれも右側にある南足柄市と書いてあるところは、参考についているだけでありまして、左側の小田原市の部分を、「合併後の市」と読み替えていただく形で、この表はご覧いただければと思います。上段の62ページとの比較でご覧いただければと思いますので、申し訳ございませんが、63ページの表の一番上の「小田原市」と書いてある部分を、「合併後の市」と書き替えていただきまして、右側の「南足柄市」の部分は削除していただくか、「参考」という形でご参照いただければと思います。資料の作り方が見にくくて、大変申し訳ございました。

星崎雅司委員

分かりました。市立幼稚園の方も、教えてください。

教育部会

市立幼稚園について、教育部会から補足をさせていただきます。市立幼稚園の保育料につきましては、お手元の資料の64、65ページでございますが、こちらの方で小田原市と南足柄市を掲載しております。こちらにつきましては、国の方で、子ども、子育て支援新制度というものが平成27年4月から適用ということとされておりまして、そちらに基づく保育料の見直しというものは、あい

にく南足柄市の方ではできていないというのが現状でございます。小田原市の方につきましては、そちらの支援制度に基づきまして、国の基準の金額に、現在のところ移行が済んでいるという状態でございます。南足柄市の方に書いてございますのは、月額6,500円、一律ということでさせていただいておりますが、これにつきましては、以前から引き続いている保育料の単価でございまして、制度改正に合わせて保育料を改定できなかったということで、国の基準に沿った所得の階層に応じて、この6,500円よりも低い分として頂戴させていただく方につきましては、減免の申請をしていただいて対応するということで、この資料に減免基準を入れさせていただいております。

この表ですが、恐れ入りますが資料に誤りがございまして、この表の上からA B C D E Fということで、これはいわゆる所得階層の低い方から順になっておりますが、この資料の中、A階層については0円、B階層については1人目、2人目、3人目という書き方をしておりますが、C階層からE階層については、3人目の記載しかございません。これは恐れ入りますが、資料の誤りでございまして、基本的にはAからEの階層につきましては、6,500円を最大にして所得階層の低い方については、それよりも低い金額で頂戴するというものでございまして、この資料でいうとAの階層の方につきましては0円でよろしいのですが、Bの階層の方もこのままで結構です。Cの階層の方につきましては、1人目、2人目の記載がないのですが、1人目、2人目については、6,500円になります。そしてそのC・D・E 3つの階層とも1人目、2人目につきましては、6,500円ということになります。申し訳ございません。

この制度につきましては、南足柄市の方で、新しい国の制度に向けた条例の改正を、今回、平成29年の市議会定例会に提案をしておりまして、その改正の方針の中では、平成30年度、31年度にかけて、国の基準の方、金額的には上の表にあります小田原市の基準と同額に据えつけていきたいというような考え方であります。分かりにくくて恐縮ですが、以上でございます。

星崎雅司委員

私が言わんとしたのは、6,500円が合併すると一気に20,000円、25,000円という風になってしまふのは、あまりにも、経過措置みたいなものをとらなくていいんでしょうかという話をさせてもらったんですが、今のお話ですと、逆に南足柄市さんがやっていなかつたものを、合併前に小田原市さんの水準に合わせる

ので、特に問題はありませんよと、こういうお話で理解してよろしいですか。

教育部会

説明の仕方が悪くて恐縮です。小田原市の方に、この合併を機会に合わせるということでは決してございません。制度改正の方がされた時に、南足柄市の方がその制度改正に対応ができるていなかったというところが実際のところでございまして、それに向けた努力をこれまでにしてきたところ、それを実施できるのがこれから先、まだ議会の方でお認めをいただいているのですが、今回のこの第1回の定例議会の方でお認めをいただけますと、平成30年度、31年度にその保育料の改正ができるというような予定をしているところでございます。

星崎雅司委員

分かりました。先程、保育料の方の説明では、来年度のものを想定しながら云々というお話もありましたけれども、こちらはそういうものは抜けているので、ぱっと見たら、非常に急激な値上げなんじゃないかなと思ってしまう恐れがあるので、資料の方は訂正した方がよろしいのではないでしょうか。

教育部会

恐れ入ります。ありがとうございます。

加藤会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

質疑も尽きたようでございますが、皆様方の中でも、そういった個別のことについても、少し消化不良の部分もあるかと思いますが、今のこの時間の中で出た今後に向けて積み残しになったと思われる議論については、1つは、大きな公共施設等の取扱いをどうするかということは、合併後を視野に入れた場合に残ってくこと。あと、両市で差のある上下水道関係の料金の考え方、また、宗像委員からございました、放課後児童健全育成事業の関係ですね、これについては南足柄市の方で、小田原とは違う形での形態をされているということで、このあたりのすり合わせの問題、今ご指摘いただいた保育料等については、かなり関心の高いものだと思いますので、この辺りについては、現段階で今日のような調整案をもっておりませんけれども、そのあるべき論と言いますか、そういったことについては別途の中で議論していくという形で、少し留保した上でこの第20号についてのご意見を皆様からいただきたいと思います。これ

については、今の協議とは別のところでさらにプラスの議論をしなくてはいけないので、別途機会を設けると、そういう意味ですね。そういう形でよろしければ、この協議第20号についてご了解いただくということで、よろしいでしょうか。

特にご異議がないと受け止めさせていただきましたので、これについては、そのように進めさせていただきます。ただし、ただ今出されましたさまざまな観点からのご意見は受け止めて、今後の協議の中に付してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議事の内の「(1) 協議事項」については終了となります。続きまして「(2) の報告事項」へ移らせていただきますが、今回の報告件数は【合併項目関係】1件でございます。

ではまず「報告第11号 その他の事務事業調整について (B Cランク) ①」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

松岡副事務局長

「報告第11号 その他の事務事業調整について (B Cランク)」について説明させていただきます。

恐れ入りますが説明の前に、資料の訂正をお願いします。資料の12ページ下段になりますが、事務事業番号042111「消防団資機材整備事業」と、次の042112「消防団車両等整備事業」、及び資料22ページ075105「国民健康保険高額療養費貸付事業」につきましては、協議調整中の案件であり、事務局が資料を作成する際に誤って載せてしまったものなので、今回の報告からは削除させていただきたいと思います。これらは次回以降に改めて報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは改めまして「報告第11号 その他の事務事業調整について (B Cランク)」について説明させていただきます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

こちらは、部会、幹事会において、事務事業の調整方針が整ったものについて、部会ごとに、各事務事業の調整案と調整内容の決定の考え方を整理したものでございます。なお、調整案の内容により、市民サービスを受ける方の範囲が変わったり、利便性が変化しているものにつきましては、市民生活に影響がある事務事業ということで、右から2番目の「市民生活への影響」の欄に○印を付けております。該当の事務事業については、別に資料として事務事業調書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。今

回報告する事務事業はBランクが54事業、Cランクが527事業、計581事業で、その内、市民生活に影響のある事務事業は66事業でございます。

それでは、件数が多いので、市民生活に影響のある事務事業についてのみの説明とさせていただきます。

9ページをご覧ください。

事務事業番号028109「原動付自転車の登録に関する事務」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することとし、現在、南足柄市で実施しているご当地ナンバーについては廃止しております。ご当地ナンバーにつきましては合併後の市において、都市セールス等の観点から必要があれば、導入を検討することとしております。

次に、029102「市税の口座振替に関する事務」については、小田原市の事務処理方式を適用することにより、南足柄市では、現在、口座振替が可能な金融機関が8機関ですが、それを14機関に増やすというものであります。

次に、032159「市民相談事業」につきましては、小田原市の現行を維持することで、相談日について、現在、南足柄市では週3日ですが、休日を除く毎日とするものでございます。

10ページをご覧ください。

事務事業番号033192「男女共同参画啓発事業実行委員会事務」につきましては、小田原市単独の事業でありますが、現在の小田原市が行っている情報誌の発行を廃止するものとしております。次に、033196「女性相談事業」については、相談の開設を近隣市に合わせ、月曜日から金曜日として、充実を図るものでございます。

12ページをご覧ください。

事務事業番号042101「防災訓練参加者災害補償等共済基金負担金支出事務」につきましては、小田原市単独の事業でございますが、補償の対象を南足柄市域にも拡大するものでございます。

14ページをご覧ください。

事務事業番号053106「各種行事・イベント」につきましては、図書館で行っている行事やイベントについて、現在、南足柄市が実施している図書館まつりを廃止するなど、整理統合するものでございます。

次に、054140「施設開放団体登録事務」につきましては、小中学校の体育館や運動場、夜間照明施設の開放について、団体登

録や使用申請の方法を小田原市の取扱い方法に統一するもので、南足柄市民にとっては、利用調整等の方法が変更になります。次に、055101「行政講座・生涯学習講座」につきましては、南足柄市の中公館で行っている自主事業をキャンパスおだわらに統合するなどスリム化を図るものでございます。

15ページをご覧ください。

事務事業番号055104「キャンパスおだわら運営事業」につきましては、小田原市の実施している本事業を南足柄市で実施されている生涯学習活動も対象を拡大して実施するものでございます。次に、055169「家庭教育学級開設事業」につきましては、家庭教育に関する講座の開設をPTAが企画し、市が講師等の派遣を行う小田原市の事務処理方式とするものでございます。

16ページをご覧ください。

事務事業番号061110「環境学習推進事業」につきましては、小学校を対象に、環境保全に関する学習プログラムを提供するもので、継続実施し、南足柄市域の小学校も対象とするものであります。次に、061111「省エネ研修会開催事業」につきましては、省エネ研修会や出前講座を実施する事業でございます。061112「省エネナビ貸出事業」につきましては、コンセントに家電を差し込んで作動させると消費電力が表示される「ワットアーメーター」の貸出等を行う事業であります。061113「地域環境認証推進事業」につきましては、環境に関する市民・事業者等の取組を認証・評価する事業でございます。これらの3事業については、南足柄市域の住民にも対象を広げて実施するものでございます。

18ページをご覧ください。

事務事業番号062160「ごみ特定申告受付等事務」につきましては、事業系一般廃棄物について、一定量、ごみ集積場に排出できる小田原市の制度ですが、制度の廃止により受付事務を廃止するものであります。こちらにつきましては、「市民生活への影響」の○が南足柄市に付いていますが、これは小田原市特有の事務ということですので、小田原市に影響があるとご変更ください。次に、062161「大型ごみコール制事務」につきましては、小田原市の実施方法とすることで、現在、南足柄市では月曜日のみとなっている大型ごみの収集が、月曜日から金曜日にとなり、利便性が向上するものでございます。次に、062162「小動物事務」につきましては、小動物の収集や焼却処理等を行う事業でありますが、小田原市の実施方法とすることで、小動物専用の炉で焼却し、希望者に

は焼骨を引き渡す等、南足柄市域の住民にとってサービスが向上するものでございます。

19ページをご覧ください。

事務事業番号063125「し尿収集事業」につきまして、小田原市の水準を適用することで、南足柄市域の住民にとっては、汲み取りの回数や種別等、ニーズにあった収集ができるようになるものであります。一方、浄化槽汚泥の収集を許可業者制とすることで、小田原市民にとっては、新たに浄化槽清掃業者と契約が必要となるものでございます。

20ページをご覧ください。

事務事業番号072101「独居老人等緊急通報システム事業」につきましては、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する事業であります。小田原市の事務処理方式とすることで、現在、南足柄市で所得等による階層区分で負担していただいている利用料金を無料とする等、サービス向上を図るものであります。次に、072103「高齢者救急要請カード配布事業・あしがら安心キット交付事業」につきましては、緊急時に必要となる情報を記載するカードやキットを配布する事業であります。小田原市の事務処理方式とし、一定の年齢を迎えた高齢者全員に交付することですものであります。次に、072116「アクティブシニア応援ポイント事業」につきましては、高齢者のボランティア活動実績にポイントを付与し、ポイントに応じた商品と交換する事業でありますが、小田原市の事務処理方式として、対象を南足柄市域に拡大するものであります。次に、072119「障害者控除対象者認定書交付事務」につきましては、認定基準の広い南足柄市の基準とすることで、小田原市域での該当者が増えるということになります。次に、072121「福寿カード交付事業」につきましては、60歳以上の方が公共施設等を利用する際に優待サービスを受けられる福寿カードを交付するものであります。小田原市の事務処理方式を適用し、対象を南足柄市域に拡大するものであります。次に、072125「家族介護用品支給事業」につきましては、介護用品の支給により家族の経済的負担の軽減を図る事業でありますが、小田原市の事務処理方式を適用することで、南足柄市域の住民においては、年間支給額、支給回数の減少となります。次に、072126「家族介護教室開催事業」につきましては、介護方法等を学ぶ講座を開催する事業であります。小田原市の事務処理方式を適用することで、南足柄市域の住民においては、講座の内容が充実するものでございます。

21ページをご覧ください。

事務事業番号074136「乳児予防接種事業（個別）」については、南足柄市の事務処理方式を適用し、小田原市域の住民も、出産のため里帰り中に市外で予防接種を受けた際に、償還払いを受けられるようになります。次に、074137「高齢者予防接種事業（個別：季節性インフルエンザ）」及び074138「高齢者予防接種事業（個別：高齢者肺炎球菌）」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することで、南足柄市域の住民においては、市民税非課税世帯の負担金が免除となるものでございます。次に、074139「風しん予防接種事業（個別）」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することから、南足柄市域の住民においては、対象者の要件が狭くなることとなります。次に、074140「健康相談事業」につきましては、生活改善のための指導・助言を行う事業でありまして、小田原市の事務処理方式を適用し、現在南足柄市で行っている特定検診の結果により行っている個別のフォローを小学校区ごとの健康相談に変更し実施するものであります。次に、074141「骨密度測定事業」につきましては、南足柄市のみで行っている事業であります。次に、074143「胃がん検診事業」及び074144「胃がんリスク検診事業」につきましては、小田原市の実施方式を適用し、南足柄市で実施しているバリウムの個別検診に代わり、胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図るものであります。次に、074145「肺がん検診事業」、074146「大腸がん検診事業」及び、2事業飛びまして、074149「前立腺がん検診事業」につきましては、小田原市においても集団検診を実施し、受診環境を改善するものでございます。次に、074147「乳がん検診事業」につきましては、小田原市の実施方式を適用することとし、南足柄市域の住民にとっては、対象者の範囲が狭まるになります。次に、074148「子宮がん検診事業」につきましては、小田原市の実施方式を適用することとしますが、国の指針に合わせ、体部細胞診を廃止するということで、小田原市域の住民にとっては一部検診の内容が変わることになります。次に、074150「がん検診等無料クーポン事業」につきましては、子宮頸がん等の無料クーポン及びがん検診手帳を送付する事業であります。次に、南足柄市の実施方式を適用することにより、小田原市域の住民にとっては、一部対象者の範囲が狭くなることとなります。

22ページをご覧ください。

事務事業番号 074151 「肝炎ウイルス検査事業」につきましては、小田原市においても、集団検診を実施し、受診環境を改善するものであります。次に、074154 「口腔がん予防啓発事業」につきましては、小田原市のみで実施している事業でありますが、対象を南足柄市域に拡大して実施するものであります。次に、074155 「特定健康診査事業」、074157 「後期高齢者健康診査事業」、074158 「年度途中転入者健康診査事業」及び074159 「生活保護受給者健康審査事業」につきましては、小田原市においても集団検診を実施し、受診環境を改善するものでございます。次に、074160 「被用者保険加入者健康診査事業」につきましては、南足柄市では実施しておらず、廃止とするものであります。次に、074161 「訪問健康診査事業」につきましては、在宅で療養している方に対し訪問による健康診査を実施する事業であります。次に、074162 「成人歯科健康診査事業」につきまして、南足柄市では実施しておらず、対象を南足柄市域に拡大するものでございます。

24ページをご覧ください。

次に、081129 「寡婦控除みなし適用事業」は、保育料、市営住宅家賃等13事業を対象とし、寡婦控除のみなし適用を行うもので、小田原市のみで実施していますが、南足柄市域に対象を拡大するものであります。

25ページをご覧ください。

事務事業番号 081141 「入退所管理事務」につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用を希望する保護者の申込みの受付等を行う事務であります。小田原市の事務処理方式を適用することによりまして、南足柄市域の住民にとっては、4月入所の申し込み時期や、利用者のための就労要件等が変更となることとなります。次に、081209 「入所児童健康診断の実施」につきましては、公立保育所での健康診断について、児童福祉法の基準どおり、小田原市の水準で実施することとし、南足柄市域においては、0~2歳児の内科検診の頻度は下がるが、歯科検診の回数は増えることとなります。次に、081233 「利用者支援事業（特定型）」につきましては、現在、南足柄市のみで実施しており、南足柄市の水準を適用することで、小田原市域の住民も子育て支援の情報提供等を受けることができるようになります。次に、082106 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保

育所)」につきましては、先程もご質疑がございましたが、現在小田原市はほぼ直営、南足柄市は保護者会やN P O 法人が運営しており、当面はこの運営方針を継続することとしますが、保護者の負担金や運営の水準は小田原市の水準とするものであります。次に、082124 「地域・世代を超えた体験学習開催事業」は、自然体験などの機会を子どもたちに提供する事業であります。082125 「地域体験学習事業」は、地域の子どもたちを中心とした体験学習を実施する事業であります。この2事業は小田原市のみで実施している事業でありますが、対象を南足柄市域に拡大するものでございます。次に、082126 「青少年交流事業」につきましては、各小学校の代表児童が各地域でリーダーとして活躍してもらうことを目的とした研修・体験を実施する事業であります、南足柄市で実施している事業と統合して実施するものでございます。次に、082128 「地域内子ども交流事業」につきましては、「ふれあい子どもフェスティバル」を実施する事業で、小田原市のみで実施している事業でありますが、対象を南足柄市域に拡大するものでございます。

26ページをご覧ください。

事務事業番号082129 「相談及び自立・更正支援事業」につきましては、青少年や保護者からの相談に応じ、問題の早期解決のための支援を行う事業であります、小田原市の方針を適用するとともに、相談対象年齢を小田原市の年齢要件とすることで、現在20歳までとなっている南足柄市の年齢要件を拡大するものであります。次に、082130 「青少年相談センター・青少年育成センター管理運営事業」につきましては、両市にあるセンター機能を一本化する一方、配置する職員や相談員を充実させるものであります。次に、091105 「おだわら起業スクール」につきましては、ビジネスプランの作成等の講義を行い、新たな創業者の発掘を図る事業でございます。091106 「産業勤労者表彰事業」につきましては、市内事業所に永年勤続し、小田原市の産業の発展に寄与した勤労者を対象に産業勤労者として表彰を行う事業であります。091110 「地域経済循環型住宅リフォーム支援事業」につきましては、住宅のリフォームを市内施工業者により実施した市民に対し、地場産品等の商品を進呈することにより、地域経済の活性化を図る事業でございます。これらの事業につきましては、いずれも小田原市のみで実施している事業でありますが、対象を南足柄市域に拡大していくこうとするものでございます。

27ページをご覧ください。

事務事業番号 091139 「商店街診断士派遣事業」につきましても、小田原市のみで実施している事業ですが、対象を南足柄市域に拡大して実施するものでございます。

34ページをご覧ください。

事務事業番号 114104 「市営住宅入居者募集事業」につきましては、小田原市の事務処理方式を適用することにより、現在南足柄市が年1回～2回不定期に行っている募集時期が6月及び11月の2回に変更となるものでございます。

37ページをご覧ください。

事務事業番号 131147 「公金」につきましては、両市の水道部局において、水道料金等の口座振替に係る事務等を行う事業がありますが、小田原市の事務処理方式を適用することで、南足柄市で、現在、口座振替が可能な金融機関は8機関であるが、14機関に増えることになります。

以上、早口で大変申し訳なかったのですが、66事業、市民生活への影響がある事業の説明をさせていただきました。なお、先程から施設の関係でいろいろとお話をいただいている部分では、13ページにございます文化部会、事務事業番号 051140 「市民ホール（芸術文化創造センター）整備事業」、南足柄市側で言いますと、32ページの事務事業番号 101146 から 101148 の「足柄産業集積ビレッジ構想の推進」といった両市の重要事業につきましても、今回のBCランクの協議の結果、推進をしていくということが確認されていることを併せて報告させていただきます。

以上をもちまして、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」の報告を終わらせていただきます。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）①」の報告がありましたが、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

池田委員、お願いします。

池田委員

25ページの下から2番目の「友好都市交流事業」というものが、平成29年度をもって廃止予定となっておりますけれども、これをもう少し具体的に、南足柄市ではオランダのティルブルグ市が友好都市になっていますけれども、こういうものをすべてやめていくという内容ですか。

子ども・青少年部会	子ども・青少年部会からお答えします。 こちらの事業につきましては、小田原市と友好都市を結んでおります、大阪府岸和田市というところがあるのですが、こちらの事業が、当初の目的をほぼ達成したというところで、廃止という方向にもっていきたいという形で、今調整しているところでございます。
加藤会長	それ以外のところについては、現行どおりということですね。その岸和田市の事業だけだということですね。
子ども・青少年部会	はい、さようでございます。
加藤会長	その他いかがでしょうか。 笠井委員、お願ひいたします。
笠井委員	南足柄市商工会議所の笠井です。よろしくお願ひいたします。 26ページの「商工会、商店街振興会及び協同組合の設立許可等」というところですが、現況では、商工会で今話合いの最中なのですが、その結果というものは、商工会の者が協議会の方へ報告すればよろしいでしょうか。
加藤会長	26ページの091113ですね。
経済部会	経済部会から、お答えいたします。 「商工会、商店街振興会及び協同組合の設立許可等」というところのご質問、ご確認だと思いますが、こちらにつきましては、小田原市、南足柄市とともに、現行、市の事務として行っている許可事務がございますので、それはそのまま新しい市になっても継続するという意味合いで、記載をさせていただいているという内容でございます。
笠井委員	分かりました。設立の許可なんですか? 私どももまだ、商工会議所の方も一緒になるような話も出ていますし、その方針を出さないといけないのですが、そのような結果というのは、どちらに報告すればよろしいのでしょうか。この協議会内で報告したらよろしいのでしょうか。

経済部会	経済部会から、お答えいたします。 小田原市には、商工会議所法に基づく、小田原・箱根商工会議所がございまして、また、南足柄市でも商工会法に基づく、南足柄市商工会がございます。これについては、今日ではなく次回以降の協議会の中で、ご報告することになると思いますので、基本的には両組織のあり方についてはそれぞれ検討して、合併に向けての働きかけを行い検討するというのが、調整の考え方になっております。
笠井委員	分かりました。ありがとうございます。
加藤会長	安藤委員、お願いします。
安藤委員	事業調整ですが、これは今現在実施されている事業ということが前提のようですが、合併をまたいで、新規に行うような事業が予測されると。具体的に言えば、一例として言いますと、南足柄市の道の駅構想でございます。これは構想でございますけれども、これらの合併を挟んで調整されると。例えばこのような事業等、合併までの間に新規事業等がいろいろと、今後29年度、30年度の中で予定されるものもあると思うんですね。こういったものについては、事務事業調整には入ってこないということですか。ざっくり拝見しますと、入っていないものもいくつかあるような気がしますが。要は、合併を前提とした場合に、それらを踏まえた新規事業を、当然その事務事業調整をしていかないといけないと思います。そこは、それぞれの市で実施していくのかどうか、今の説明だけでは分からぬ。私どもはやはり、そういった新規事業等につきましては、費用対効果も含めて、協議会でも協議すべき案件かなという風に考えているのですが、いかがでしょうか。
松岡副事務局長	ご質問いただきました、南足柄市の道の駅の関係の事務事業につきましては、今後の次回以降の中で、B Cランクとして、方向性について報告させていただこうと考えております。計画の段階で、内部的な計画においては、まだそれほど公表していないと言いますが、どうやって進めるかまだ分らないようなところについては、事務事業の案件としては載りませんけれども、道の駅についてはすでにいろいろな形で事業として動いている案件ですので、当然こちらはこの協議会の中で、その方向性については報告をさせていただいて、

ご確認をいただくというような形になります。

安藤委員

道の駅は一例で申し上げたわけでございまして、そういうものが、平成29・30・31年度にまたぐというものについてもやはり、こういった協議会の場で調整が必要だろうということです。

加藤会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

それでは、質疑も尽きたようでございますので、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」については、ご確認いただいたということでよろしくお願ひいたします。

続きまして「4. その他」に移らせていただきます。「(1) 第5回会議の予定について」につきまして議題といたします。

事務局に説明を求めます。

村田事務局員

「(1) 協議会第5回会議の予定について」ご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

協議会の第5回会議は、3月28日、火曜日、午後1時30分から開催を予定しております。会議の内容の内、「3. 議事」につきましては、協議事項5件、報告事項1件を予定してございます。

「(1) 協議事項」の内、「地方税の取扱いについて」は、両市で課税している税目や税率に違いがある場合の調整を行うほか、合併特例法により不均一課税の特例措置が定められているため、この措置を適用するか否かを定めるものでございます。

「特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて」は、先程も申し上げましたとおり、常勤の特別職職員と行政委員以外の部分について取扱いを定める部分をご協議いただく予定でございます。

「使用料、手数料等の取扱いについて」も同じく、手数料の部分が本日の対象外となっておりましたので、手数料の部分につきましてご協議いただく予定でございます。

「公共的団体等の取扱いについて」は、合併特例法の規定に基づき、公共的団体等、公共的活動を営む各種団体がございますので、この取扱いにつきまして、合併後の市との間で引き続き円滑な連携を図るために必要な対応の方針を定めるものでございます。

「補助金、交付金等の取扱いについて」は、各種団体に交付している補助金や交付金等につきまして、両市の実施状況を踏まえ必要

性等を含めた制度のあり方について取扱いを定めるものでございます。

次に、「(2) 報告事項」の内、「その他の事務事業調整について（B Cランク）」は、別紙「第5回会議の協議対象事業一覧表」に記載されている各種事務事業の取扱いに係る調整結果についてご報告させていただく予定でございます。

以上をもちまして「(1) 協議会第5回会議の予定について」の説明とさせていただきます。

加藤会長

「第5回会議の予定について」の説明でございましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、第5回、3月28日ですのでご予定いただきますよう、お願ひいたします。

以上で、本日の会議日程をすべて終了いたしましたが、この際、皆様から何かございましたら、お願ひいたします。

武井委員、お願ひいたします。

武井委員

南足柄市の民生委員をしております武井でございます。

小委員会のことですが、第7回までに、協議をするのですが、私だけかもしれません、福祉の関係と言いましても、知っていることってすごく少ないんですね。内容的には、市民の皆さんに一番身近な問題だと思いますので、期限が切られているのであれば、その回数にこだわらずに、協議をする時間をたくさん設けていただきたいということを、お願ひしたいと思います。

加藤会長

ありがとうございます。

この後、早速事務方の方でいろいろと調整に入らせていただきますので、構成委員の皆様方とも相談しながら、会議の持ち方、また、委員ではない方たちからのご意見もいただき方も含めて、その辺は丁寧に調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ご負担をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

奥津委員、お願ひいたします。

奥津委員

大した話ではないのですが、10月に第1回目を開催しました。その時に、大体、10回目までこういう形で会議をしていくこと。場所の選定なんですけれども、今回、当初は奇数の回数の時には小

田原市の市役所、偶数の回数の時には、南足柄市の小ホールをということになっていたのですが、今回は4回目で偶数の開催なので、南足柄市と思っていたのですが、小田原で、しかも市役所ではなくて県の合同庁舎だったんですね。いろいろと理由はあると思いますけれども、やはり当初決めたことは、なるべく守っていただきたいと。守れない場合は仕方のことですが、変化があった時には、やはり皆さんにそれを事前に、こういう理由でとお知らせしてほしい。やはり、当初決めたことはなるべく守っていただきたいという小さな願いなのですが、よろしくお願ひいたします。

加藤会長

ありがとうございます。会場の使用状況について、補足させていただきます。

村田事務局員

奥津委員のおっしゃるとおり、そのところの説明がなかったので、お詫び申し上げます。今回の第4回会議につきましては、当初、南足柄市の方で開催を想定していたのですが、なかなか両市の出席委員さんの調整等がある関係と、あとは会場がご覧のとおりかなりスペースをとりますので、開催できる場所がかなり限定されます。できれば南足柄市の、前々回やらせていただいた小ホールでやらせていただきたかったのですが、どうしても日程の合う日、本日が休館日でございまして、そういう事情がございまして、結果として、県の施設をお借りする形でやらせていただいたということでございます。こうした意味で、先程第5回のお話をさせていただきましたが、5回、6回につきましては、当初から予定をしている関係で、第5回は奇数回で小田原市役所、第6回は南足柄市を想定してございます。今後、こういった状況が起こる時には、しっかりとその辺も踏まえて、誤解のないように説明はさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

奥津委員

よろしくお願ひいたします。

加藤会長

その他いかがでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

村田事務局員

事務局から1点、ご報告と言いますか、ご説明させていただきたいと思います。第3回の会議で、牛山久仁彦委員から、新設合併に

より小田原市の法人格が消滅した場合、施行時特例市としての権能が承継されるのか否かというご質問がございました。これにつきまして、質問に対する事務局からの答弁内容につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。牛山委員からのご質問に対して、まさに私からお答えさせていただきましたが、新設合併であっても施行時特例市としての権能は承継されるものと理解しているとお答えしました。ところが、改めて総務省に確認させていただきましたところ、新設合併の場合には、その権能・地位は承継されないという回答をいただきました。私の不勉強によりまして、誤った答弁をすることとなりまして、大変申し訳ございませんでした。訂正につきまして、ご理解いただきますよう、お願ひいたします。なお、本日ご欠席の牛山委員には、昨日お電話でご説明の上、ご了解をいただいております旨、併せてご報告させていただきます。

加藤会長

本日の議題は以上でございます。

私から1点、改めてお願ひでございます。今日の議論のように、非常に多岐に亘る事業の取扱いについて、全員の皆さんに資料をお渡しした上で、ここで議論していただくことになります。今日の議論はまさにそうなったんですけれども、議論の取捨選択というか、その辺りをしっかりとしながら、そうはいっても大事な問題は残さずに、しかるべき場でちゃんと議論するという形をとりながら、ここで了解を得られるものについては着々と議論を進めて、大事な議論に時間を残すという形で進めていきたいと思います。

つきましては、大変お忙しいとは思いますけれども、できるだけ早めに資料等整えて、皆様にお届けいたしますので、ぜひお時間をとつていただいて、事業内容等にお目通しをいただいたうえで、議論に臨んでいただければありがたいということで、大変お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局に戻します。

林事務局長

大変長時間に亘るご協議、お疲れ様でございました。

それでは、閉会にあたりまして、副会長でございます加藤南足柄市長の方からご挨拶をいただきたいと思います。

加藤副会長よろしくお願ひいたします。

加藤副会長

本当に、長時間に亘りまして、活発な議論をいただきました。誠にありがとうございます。

この任意協議会では、想定、仮定の中での議論でありますので、あらゆる面について、択一的な議論をすることは大変に難しいものがあるという風に私も感じております。先程も、会長からも発言がありましたけれども、いろいろな課題については、個々にこれからまた議論をしていくものであるというように私も思っております。

今後とも、原則、あるいは本質というものを見失うことなく、そして、可能な限り丁寧に、また、具体性をもって進めていく必要があろうかと、そのように思っております。

どうか今後とも、よろしくお願いを申し上げまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。